

2007-EXD
食品規制
9

平成 19 年度 食品規制実態調査

中国における農産物・食品の安全確保に関する
政策と実態調査

2008 年 3 月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

輸出促進・農水産部

はじめに

財務省貿易統計によると、日本の食料品の輸入量は2007年が3,683万トンで前年の3,762万トンから100万トン減少した。他方、中国からの輸入量は、2002年の中国産冷凍ホウレンソウ問題以降続く、中国産輸入食料品の安全問題がとりあげられている中で、2006年389万トンから2007年404万トンに増加した。

中国産輸出食料品の安全問題に関して、2007年は3月に米国で発生した中国産ペットフード事故をはじめ、中国産食品の安全性を巡る事故およびかかる報道が多く展開された1年であった。これに対し、中国政府は同年8月に国務院製品品質・食品安全指導小組弁公室を新設し呉儀・副首相がトップに就任するとともに、トレーサビリティの構築など食品安全施策の整備を行っている。

本稿は、中国・山東省における2007年の輸出向け食品に関する安全施策および企業の取り組みなどに関して山東省社会科学院とジェトロ青島事務所がとりまとめた。

関係各位にとって、ご参考になれば幸いである。

2008年3月

日本貿易振興機構（ジェトロ）
輸出促進・農水産部

目次

I. 中国および山東省における農産品の輸出	1
II. 中国の食品安全に関する政策	15
1. 食品安全関連の法律法規および監督管理措置	15
2. 食品安全関連の施策	18
3. 山東省食品安全政策法規の執行状況とその効果	23
4. 山東省の食品安全確保における課題	31
5. 山東省内の対日農産品輸出企業の政策対応状況	39
III. 山東省の輸出企業へのインタビュー調査の概況	41
1. 山東美佳集团有限公司（日照市）	41
2. 莒県昌泰食品有限公司	42
3. 煙台市大成食品有限責任公司	44
4. 山東榮信集團（日照市）	45
5. 萊陽恒潤食品有限公司	46
6. 萊陽新冷大食品有限公司	47
7. まとめ	48
IV. 中国産食品に『安全』、お客様に『安心』を目指す企業	50
1. 龍大食品集团有限公司（萊陽市）	50
2. 煙台北海食品有限公司（萊陽市）	53
3. 青島中檢誠譽食品檢測有限公司	56
4. 錦筑（煙台）食品研究開發有限公司	58
5. 諸城外貿有限責任公司	59
6. 山東省の出入境檢驗檢疫局の取り組み	61
【参考資料】 濟南市食品藥品安全調整委員會『濟南市食品企業標識化管理弁法』公布に関する通知 濟食藥協委〔2007〕20号	65

I. 中国および山東省における農産品の輸出

はじめに、中国と山東省における農産品輸出額の推移および中国の同品輸出額に占める山東省のシェアを確認する（表1～表3）。

中国が全世界に輸出する全品目および農産品輸出総額と HS コード分類別金額の推移を表1に示した。2007年の全品目の輸出総額は1兆2,180億ドル、うち農産品輸出額は355億ドルとなった。輸出総額に占める同品のシェアは約3%を占めている。2003年は同4,382億ドル、同211億ドルで同約5%を占めていたが、2001年のWTO加盟にともなう非農産品輸出額の急増により、農産品輸出額が全体に占めるシェアが低下している。

表1. 中国におけるHS分類別農産品の輸出額の推移

(単位：千ドル、%)

分類名	2003	2004	2005	2006	2007	増減率
第1類 動物(生きているものに限る。)	326,571	330,251	328,771	333,048	374,810	12.5
第2類 肉及び食用のくず肉	645,944	706,784	742,812	746,767	731,232	▲ 2.1
第3類 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物	3,335,223	4,055,584	4,349,658	4,742,985	4,752,780	0.2
第4類 酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品	221,553	234,214	267,374	301,991	461,318	52.8
第5類 動物性生産品(他の類に該当するものを除く)	741,320	975,548	1,012,064	995,589	1,076,942	8.2
第6類 生きている樹木そのほかの植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉	490,303	64,330	77,100	105,186	131,689	25.2
第7類 食用の野菜、根及び塊茎	2,179,564	2,537,345	3,052,133	3,714,900	4,040,976	8.8
第8類 食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮	751,788	916,374	1,067,337	1,280,756	1,631,793	27.4
第9類 コーヒー、茶、マテ及び香辛料	623,846	864,582	927,362	989,013	1,091,330	10.3
第10類 穀物	2,588,540	740,432	1,412,431	1,038,006	1,966,691	89.5
第11類 穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン	141,609	170,311	200,004	235,700	508,576	115.8
第12類 採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物ならびにわら及び飼料用植物	1,125,175	1,195,765	1,383,327	1,325,585	1,629,790	22.9

分類名		2003	2004	2005	2006	2007	増減率
第13類	ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス	73,159	72,641	113,318	154,977	206,162	33.0
第14類	植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品	46,136	43,491	49,189	53,217	59,125	11.1
第15類	動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう	127,580	158,330	284,002	390,991	327,331	▲ 16.3
第16類	肉、魚又は甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物の調製品	2,678,842	3,488,858	4,364,475	5,490,979	5,831,789	6.2
第17類	糖類及び砂糖菓子	196,377	252,229	417,512	462,441	565,793	22.3
第18類	ココア及びその調製品	54,637	69,594	109,878	123,685	147,350	19.1
第19類	穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品	526,702	652,821	759,492	861,116	920,134	6.9
第20類	野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品	2,168,114	2,578,111	3,094,305	3,781,449	5,438,487	43.8
第21類	各種の調製食料品	544,383	613,239	716,491	911,236	1,104,749	21.2
第22類	飲料、アルコール及び食酢	622,383	742,997	718,411	1,090,514	828,418	▲ 24.0
第23類	食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料	384,673	500,289	478,235	515,219	1,002,536	94.6
第24類	たばこ及び製造たばこ代用品	493,086	513,580	537,246	565,603	638,226	12.8
農産品合計		21,243,495	23,089,994	27,183,969	31,025,876		▲ 100.0
総額		438,227,767	593,325,581	761,953,410	969,072,839	1,218,014,515	25.7

注：ここで農産品合計額は、HSコード分類の第1類から第24類までの合計額とする。

出所：『中国海関統計年鑑』、『月刊海関統計』2006年12月号、商務部データ（農産品合計のみ）をもとに作成。

中国の農産品のHSコード分類は大きく24類に区分される。分類別輸出額をみると、2007年の農産品輸出額に占めるシェアが最も高い分類と輸出額は、16.4%を占める第16類（肉、魚又は甲殻類、軟体動物およびその他の水棲無脊椎動物の調製品）の58億ドル、15.3%を占める第20類（野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品）の54億ドル、13.4%を占める第3類（魚並びに甲殻類、軟体動物およびその他の水棲無脊椎動物）の47億ドルであった。

表2. 山東省のHS分類別農産品輸出の推移

(単位：千ドル、%)

分類名	2003	2004	2005	2006	2007	増減率
第1類 動物(生きているものに限る。)	3,298	3,443	3,356	3,675	1,353	▲ 63.2
第2類 肉及び食用のくず肉	201,847	172,569	150,027	112,265	134,888	20.2
第3類 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物	1,253,153	1,475,322	1,863,504	2,176,622	2,304,686	5.9
第4類 酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品	24,518	27,925	35,098	37,588	55,589	47.9
第5類 動物性生産品(他の類に該当するものを除く)	41,124	60,416	46,754	40,085	36,862	▲ 8.0
第6類 生きている樹木そのほかの植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉	2,283	3,140	4,282	4,976	6,401	28.6
第7類 食用の野菜、根及び塊茎	663,896	768,157	974,863	1,335,979	1,439,343	7.7
第8類 食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮	219,056	282,358	326,379	429,290	580,959	35.3
第9類 コーヒー、茶、マテ及び香辛料	101,527	205,224	211,606	179,424	182,714	1.8
第10類 穀物	1,662	1,625	1,371	1,453	2,241	54.2
第11類 穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン	19,721	23,669	36,993	50,820	119,415	135.0
第12類 採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物ならびにわら及び飼料用植物	229,218	320,057	367,476	300,516	346,412	15.3
第13類 ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス	3,995	1,837	1,501	2,300	12,102	426.2
第14類 植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品	142	1,150	2,020	2,538	1,941	▲ 23.5
第15類 動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう	30,346	28,795	74,351	81,736	70,152	▲ 14.2
第16類 肉、魚又は甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物の調製品	813,237	995,864	1,370,616	1,522,465	1,572,850	3.3
第17類 糖類及び砂糖菓子	9,653	12,663	16,986	36,626	72,393	97.7
第18類 ココア及びその調製品	946	3,460	2,381	6,761	4,922	▲ 27.2
第19類 穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品	140,775	171,812	213,944	229,126	254,474	11.1
第20類 野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品	554,841	696,082	832,236	986,743	1,308,024	32.6
第21類 各種の調製食料品	86,508	92,939	107,465	126,075	180,249	43.0
第22類 飲料、アルコール及び食酢	101,900	48,466	58,622	120,004	43,620	▲ 63.7
第23類 食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料	50,573	52,829	49,915	102,864	226,855	120.5
第24類 たばこ及び製造たばこ代用品	31,076	20,010	14,487	16,134	10,628	▲ 34.1
農産品合計	4,749,130	5,591,190	6,913,340	8,097,930	9,252,972	14.3

出所：青島税関のデータから作成。

2003年時点での同シェアと輸出額は、12.7%を占める第16類（肉、魚又は甲殻類、軟体動物およびその他の水棲無脊椎動物の調製品）の27億ドル、12.3%を占める第10類（穀物）の20億ドル、10.3%を占める第7類（食用の野菜、根及び塊茎）の22億ドルであった。穀物の輸出額シェアが2007年に5.5%まで低下する一方、2003年時点で10.3%を占めていた第20類の野菜・果実類が2007年には15.3%にまで高まっていることが特徴である。

次に、表2に示した山東省が全世界に輸出する農産品輸出額とHSコード分類別金額の推移をみると、2007年の輸出額は約93億ドルで、4年前の2003年（約47億ドル）比で約2倍増加したことが示されている。HSコード分類別品目をみると、2007年の山東省の輸出総額に占める比率が高い品目は、24.9%を占める第3類（魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物）の約23億ドル、17.0%を占める第16類（肉、魚又は甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物の調製品）の約16億ドル、15.6%を占める第7類（食用の野菜、根及び塊茎）の約14億ドルであり、2003年の構成と比して大きな変化はない。

上記した全国と山東省を比べ、山東省の輸出品目構成の特徴は、特定の品目のシェアが高く輸出品目が特化されつつあることがわかる。例えば、第3類（魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物）をみると、2003年のシェアは13.5%を占めるにすぎなかったが、その後年々シェアを高め、2007年には24.9%を占めるまでシェアを高めた。山東省が輸出する農産品総額に占める約4分の1は第3類ということになる。そのほか、第16類や第7類の山東省輸出総額に占めるシェアの高さはここ数年安定的に推移している。

表3には、中国の農産品輸出額に占める山東省の比率を示した。本表は中国全体からみた山東省の農産品輸出の特徴として、多くの品目でシェアが高いことが示されている。

特に、シェアが高い品目は、第3類（魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物）の48.5%、第7類（食用の野菜、根及び塊茎）35.6%、第8類（食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮）35.6%、第19類（穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品）27.7%、第16類（肉、魚又は甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物の調製品）27.0%、第20類（野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品）24.1%、第11類（穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン）23.5%、第23類（食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料）22.6%、

第15類（動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう）21.4%、第12類（採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物ならびにわら及び飼料用植物）21.3%である。山東省の農産品輸出額は、HSコード全24分類のうち10品目で全体の2割以上を占めている。なかでもシェアが高い第3類、第7類、第8類、第11類はここ数年でシェアを急速に高めている品目である。

シェアは20%以下であるがここ数年シェアを高めている品目は、第17類（糖類及び砂糖菓子）で2003年の4.9%から2007年12.8%に高まっている。一方、シェアが低下している品目は、第2類（肉及び食用のくず肉）と第22類（飲料、アルコール及び食酢）で、それぞれ2003年31.2%から2007年18.4%、同16.4%から5.3%に低下している。

表3. 中国のHS分類別農産品輸出における山東省の比率

(単位：%)

分類名	2003	2004	2005	2006	2007
第1類 動物(生きているものに限る。)	1.0%	1.0%	1.0%	1.1%	0.4%
第2類 肉及び食用のくず肉	31.2%	24.4%	20.2%	15.0%	18.4%
第3類 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物	37.6%	36.4%	42.8%	45.9%	48.5%
第4類 酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品	11.1%	11.9%	13.1%	12.4%	12.1%
第5類 動物性生産品(他の類に該当するものを除く)	5.5%	6.2%	4.6%	4.0%	3.4%
第6類 生きている樹木そのほかの植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉	0.5%	4.9%	5.6%	4.7%	4.9%
第7類 食用の野菜、根及び塊茎	30.5%	30.3%	31.9%	36.0%	35.6%
第8類 食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮	29.1%	30.8%	30.6%	33.5%	35.6%
第9類 コーヒー、茶、マテ及び香辛料	16.3%	23.7%	22.8%	18.1%	16.7%
第10類 穀物	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%
第11類 穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン	13.9%	13.9%	18.5%	21.6%	23.5%
第12類 採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物ならびにわら及び飼料用植物	20.4%	26.8%	26.6%	22.7%	21.3%
第13類 ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス	5.5%	2.5%	1.3%	1.5%	5.9%
第14類 植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品	0.3%	2.6%	4.1%	4.8%	3.3%

分類名		2003	2004	2005	2006	2007
第15類	動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう	23.8%	18.2%	26.2%	20.9%	21.4%
第16類	肉、魚又は甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物の調製品	30.4%	28.5%	31.4%	27.7%	27.0%
第17類	糖類及び砂糖菓子	4.9%	5.0%	4.1%	7.9%	12.8%
第18類	ココア及びその調製品	1.7%	5.0%	2.2%	5.5%	3.3%
第19類	穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品	26.7%	26.3%	28.2%	26.6%	27.7%
第20類	野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品	25.6%	27.0%	26.9%	26.1%	24.1%
第21類	各種の調製食料品	15.9%	15.2%	15.0%	13.8%	16.3%
第22類	飲料、アルコール及び食酢	16.4%	6.5%	8.2%	11.0%	5.3%
第23類	食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料	13.1%	10.6%	10.4%	20.0%	22.6%
第24類	たばこ及び製造たばこ代用品	6.3%	3.9%	2.7%	2.9%	1.7%

出所：『中国海関統計年鑑』、『月刊税関統計』12月号、青島税関提供データから作成。

山東省が全世界に輸出する農産品のなかで、日本向け、商品別に示したものが表4である。本数値はHSコード8桁の小分類のものである。

山東省が日本に輸出する農産品のうち最も数量が多い品目は、生鮮・冷凍玉葱である。その規模は、2006年が11万6,000トン、2007年(1月～11月)が10万4,000トンである。そのほかに生鮮野菜は生姜が同4万1,452トン、同2万467トンで2006年の輸出量第12位、生鮮又は冷凍にんじん及び大根が同3万9150トン、同1万2,123トンで第13位、生鮮及び冷蔵した葱が同2万4,266トン、1万8,313トンで17位であった。

表4. 山東省の対日輸出農産品の主要品目（数量ベース）

(単位：トン)

HS CODE	品目	2006年 (1月～12月)	2007年 (1月～11月)
07031010	生鮮及び冷蔵した玉葱	116,406	104,155
03042090	その他冷凍魚のフィレ	91,252	75,813
07108090	その他冷凍した野菜	75,877	68,224
07149090	その他のでん粉又はイヌリンを多量に含有する根及び塊茎並びにさごやしの髓	64,995	11,128
16023299	その他調製し又は保存に適する処理をした鶏肉及び食用もつ	61,173	57,731
16024990	その他の調製し又は保存に適する処理をした豚肉及びくず肉	58,421	45,646

HS CODE	品目	2006年 (1月～12月)	2007年 (1月～11月)
20097900	その他りんごジュース	57,162	43,362
16041990	その他調製し又は保存に適する処理をした魚(全形のもの又は断片状のものに限る)	55,050	51,806
16059090	その他の調製し又は保存に適する処理をした軟体動物及び水棲無脊椎動物	47,939	33,881
20049000	調製し又は保存に適する処理をした冷凍野菜及び混合野菜	46,323	38,638
20081190	その他の調製し又は保存に適する処理をした落花生	42,371	36,214
09101000	生姜	41,452	20,467
07061000	生鮮又は冷蔵したにんじん及び大根	39,150	12,123
16023292	その他調製し又は保存に適する処理をした鶏股肉	36,897	36,107
19022000	詰め物をした小麦粉製品(加熱による調理の有無又はその他の調整の有無を問わない)	25,778	21,587
12022000	殻なし落花生	25,201	14,926
07039020	生鮮及び冷蔵した葱	24,266	18,313
20089990	その他の調製し又は保存に適する処理をした果実、ナットその他植物の食用の部分	23,532	20,746
20060090	その他砂糖により調製した野菜、果実、ナット、果皮その他植物の部分	19,990	17,617
20059099	その他の調製した未冷凍野菜及び混合野菜(食酢又は酢酸により調製したものを除く)	17,900	15,814
07032010	生鮮及び冷蔵した大蒜	17,846	14,026
20081120	ローストした落花生	15,418	6,331
07069000	その他食用の根(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る)	15,333	10,321
19023020	はるさめ	13,496	11,708
03074900	冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたイカ及びスルメイカ	12,504	9,736
07103000	冷凍したほうれん草	11,610	13,304
07142020	干しいも	11,207	10,349
16041500	調製し又は保存に適する処理をした鯖(全形のもの及び断片状のものに限る)	10,940	9,737
07119039	塩水漬けたその他野菜及び混合野菜	10,377	6,756
23080000	その他の飼料用に供する種類の植物材料、植物のくず、植物のかす及び植物性副産物	10,333	8,352

出所：山東省税関の資料から作成。

山東省の2007年の輸出量は2006年と比べ減少している。特に生鮮・冷凍野菜の減少は著しい。減少原因としては、中国が輸出した同品から基準を超える残留農薬が検出されるなどにより、日本においてモニタリングまたは命令検査措置となったことがあげられる。

例えば、生姜の場合、2007年7月に日本において中国産輸入生姜がモニタリング検査措置、葱は同様に8月に命令検査措置の対象になった。

一方、表4のなかで、増加した品目は冷凍ほうれん草（2006年1万1,610トン、2007年1万3,304トン）のみである。冷凍ほうれん草は2002年の安全性を巡る措置により、生産・加工面での管理が強化された品目である。

表5. 山東省の主要相手国別農産物輸出額の推移

(単位：万ドル、%)

	2003	2004			2005		
	金額	金額	増減率	比率	金額	増減率	比率
総額	474,913	559,119	17.7	100.0	691,334	23.6	100.0
日本	187,357	219,479	17.1	39.3	264,735	20.6	38.3
米国	46,575	53,205	14.2	9.5	65,879	23.8	9.5
韓国	54,900	64,492	17.5	11.5	78,517	21.7	11.4
ドイツ	22,400	25,727	14.9	4.6	33,130	28.8	4.8
ロシア	13,556	15,687	15.7	2.8	19,184	22.3	2.8
オランダ	8,484	10,724	26.4	1.9	13,143	22.6	1.9
マレーシア	10,018	12,605	25.8	2.3	16,234	28.8	2.3
英国	11,831	12,739	7.7	2.3	16,052	26.0	2.3
インドネシア	9,226	12,180	32.0	2.2	12,474	2.4	1.8

	2006			2007		
	金額	増減率	比率	金額	増減率	比率
総額	809,793	17.1	100.0	925,297	14.26	100
日本	287,142	8.5	35.5	285,345	-0.63	30.84
米国	81,283	23.4	10.0	98,678	21.40	10.66
韓国	90,926	15.8	11.2	95,803	5.36	10.35
ドイツ	41,401	25.0	5.1	46,947	13.40	5.07
ロシア	22,365	16.6	2.8	33,968	51.88	3.67
オランダ	19,002	44.6	2.3	26,259	38.19	2.84
マレーシア	17,908	10.3	2.2	24,783	38.39	2.68
英国	24,605	53.3	3.0	24,473	-0.54	2.64
インドネシア	18,111	45.2	2.2	22,362	23.47	2.42

注1：増減率は前年比から計算した。

注2：比率は総額に占める各国のシェアを示す。

出所：青島税関の資料から作成。

表5には、山東省の主要輸出国向け輸出額の推移を示した。山東省の農産物輸出総額は2007年が92.5億ドルであった。2004年は55.9億ドル、2005年は69.1億ドル、2006年は

80.9 億ドルであり、急速に輸出額が増加している。

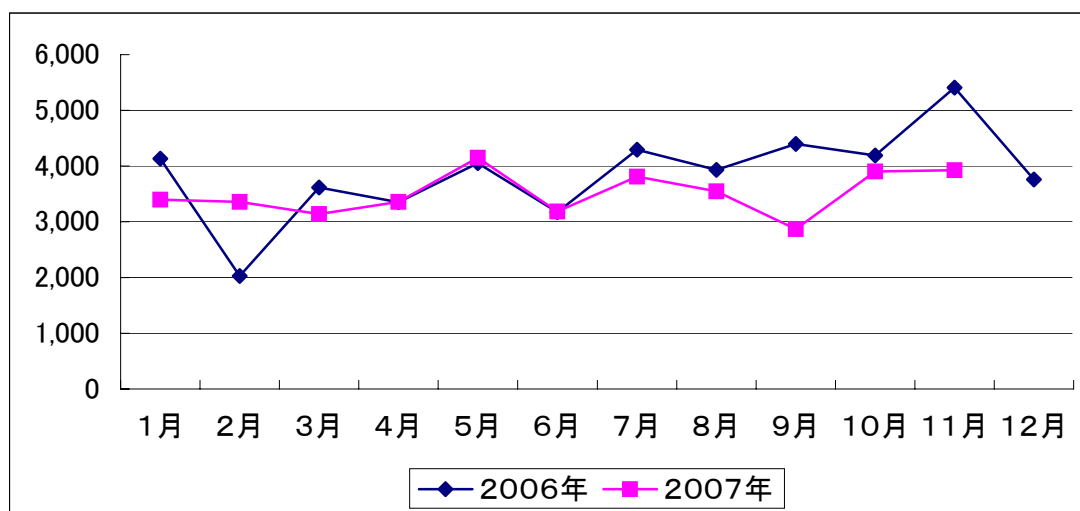
輸出相手国別にみると、山東省にとって、輸出先国第1位は日本である。2007年の日本への輸出額は28.5億ドルで、山東省輸出額全体の30.8%を占めた。日本への輸出は2004年以降堅調に伸びているものの、山東省輸出額全体の伸び率と比べると低くなっており、シェアも低下しつつある（2004年の日本向けのシェアは39.3%）。輸出先国第2位は米国で2007年の全体に占めるシェアは10.7%、第3位は韓国で同10.4%、第4位はドイツで同5.1%である。

日本向けのシェアが低下している理由は、山東省が日本、米国、韓国向けだけで全体の約6割を占めていた2004年の状況と比べて、2007年はロシア、オランダなどへのシェアが着実に伸びてきており、輸出先国の拡大によるものといえる。

補図1. 山東省の日本向け野菜の輸出量

(調製又は保存に適する処理をした冷凍野菜および混合野菜)

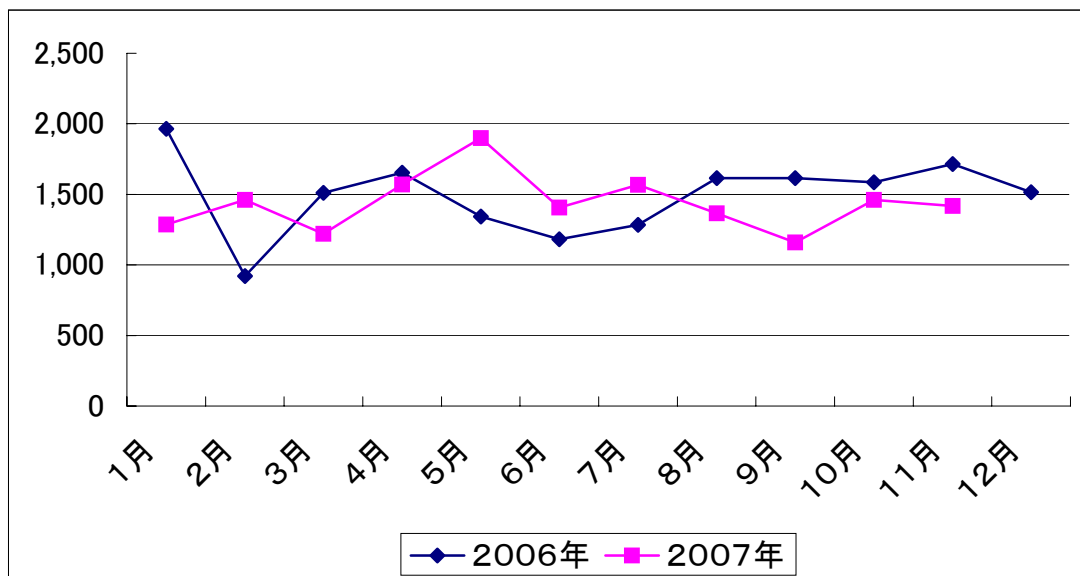
(単位：トン)



注：本数値はHSコード「20049000」である。
出所：山東省税関の資料から作成。

補図2. 山東省の日本向け野菜の輸出量
(その他の調製した未冷凍野菜および混合野菜)

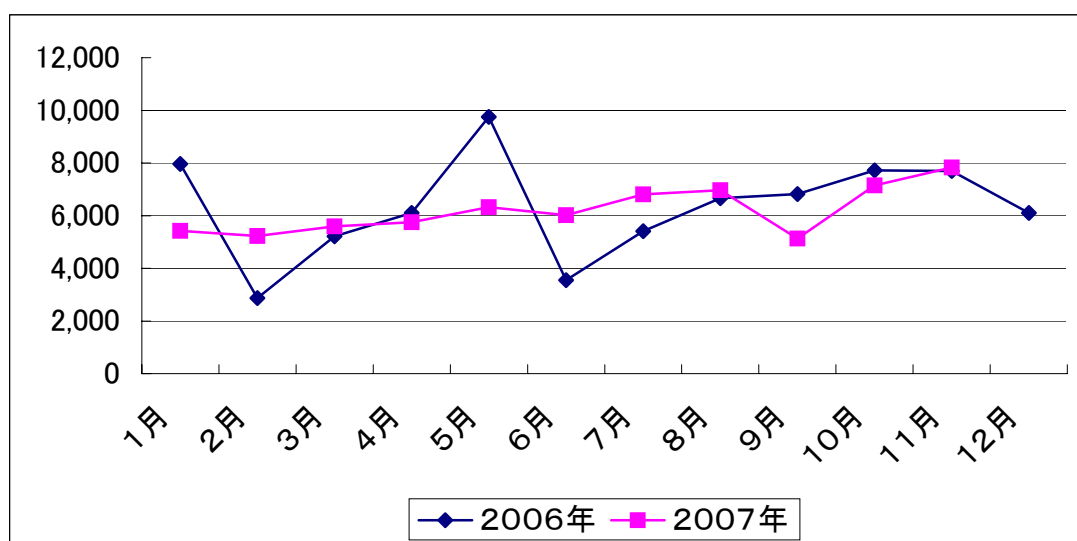
(単位：トン)



注1：本数値はHSコード「20059099」である。
 注2：本数値は食酢又は酢酸により調製したものを除く。
 出所：山東省税関の資料から作成。

補図3. 山東省の日本向け野菜の輸出量
(その他冷凍した野菜)

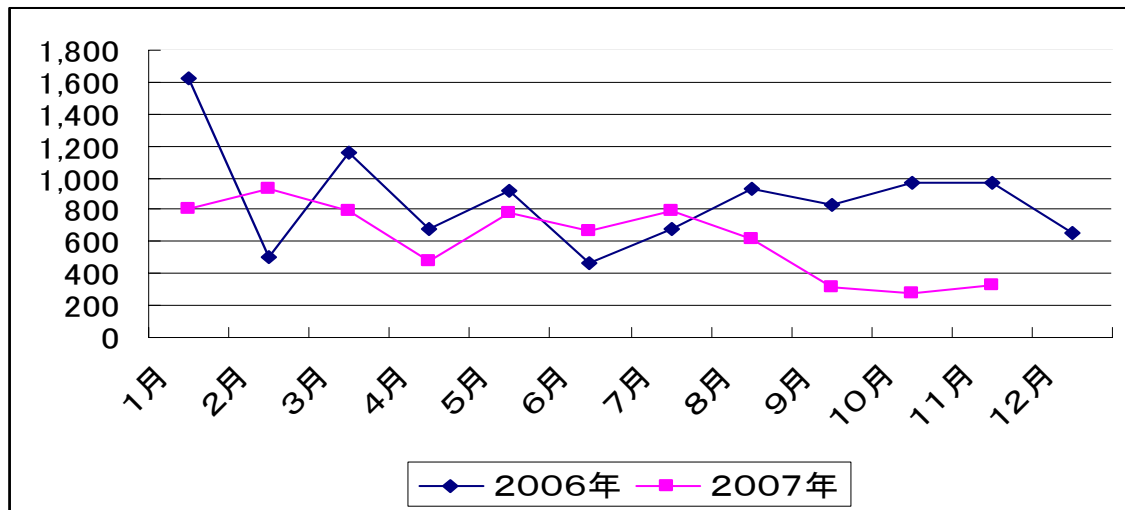
(単位：トン)



注：本数値はHSコード「07108090」(その他冷凍した野菜)である。
 出所：山東省税関の資料から作成。

補図4. 山東省の日本向け野菜の輸出量
(塩水漬けたその他野菜および混合野菜)

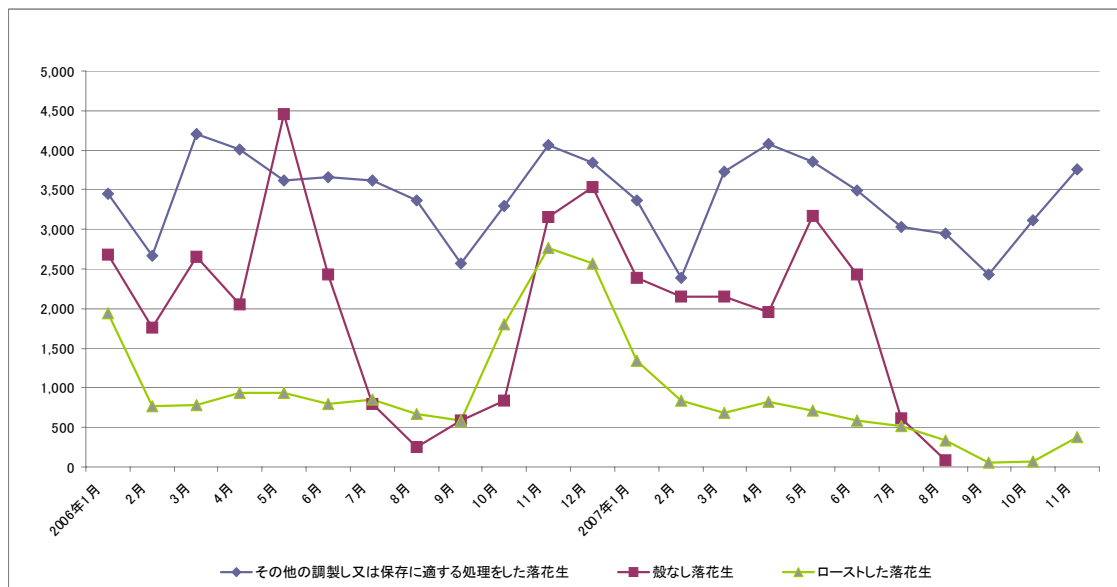
(単位：トン)



注：本数値は HS コード「07119039」である。
出所：山東省税関の資料から作成。

補図5. 山東省の落花生の対日輸出量

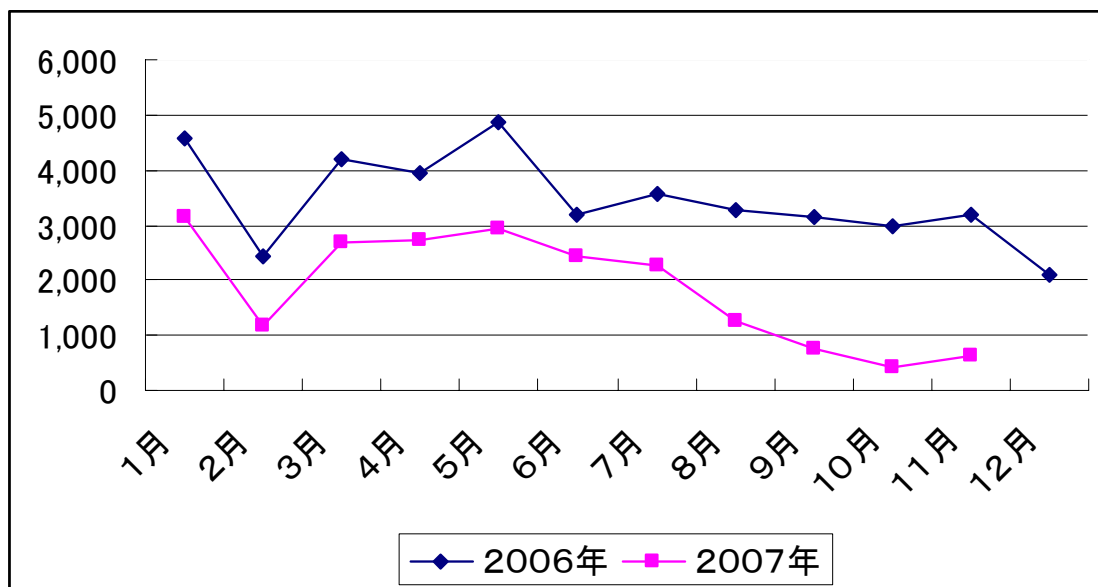
(単位：トン)



注：本数値は HS コード「20081190」（その他の調製又は保存に適する処理をした落花生）、
「12022000」（殻なし落花生）、「20081120」（ローストした落花生）である。
出所：山東省税関の資料から作成。

補図6. 山東省のショウガの対日輸出量

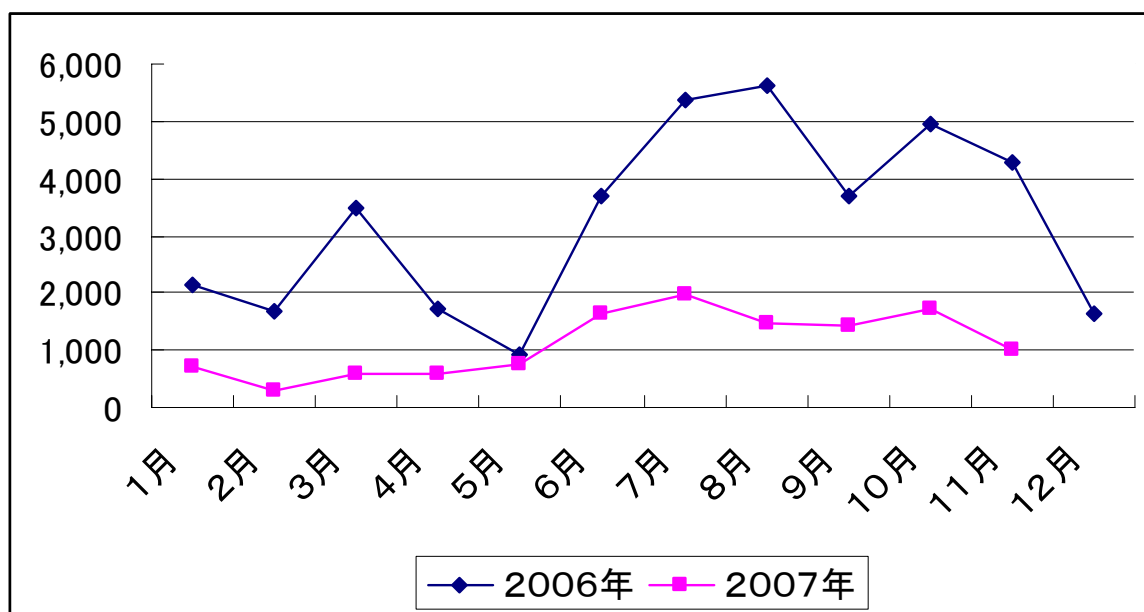
(単位：トン)



注：本数値はHSコード「09101000」である。
出所：山東省税関の資料から作成。

補図7. 山東省の生鮮・冷蔵ニンジン・ダイコンの対日輸出量

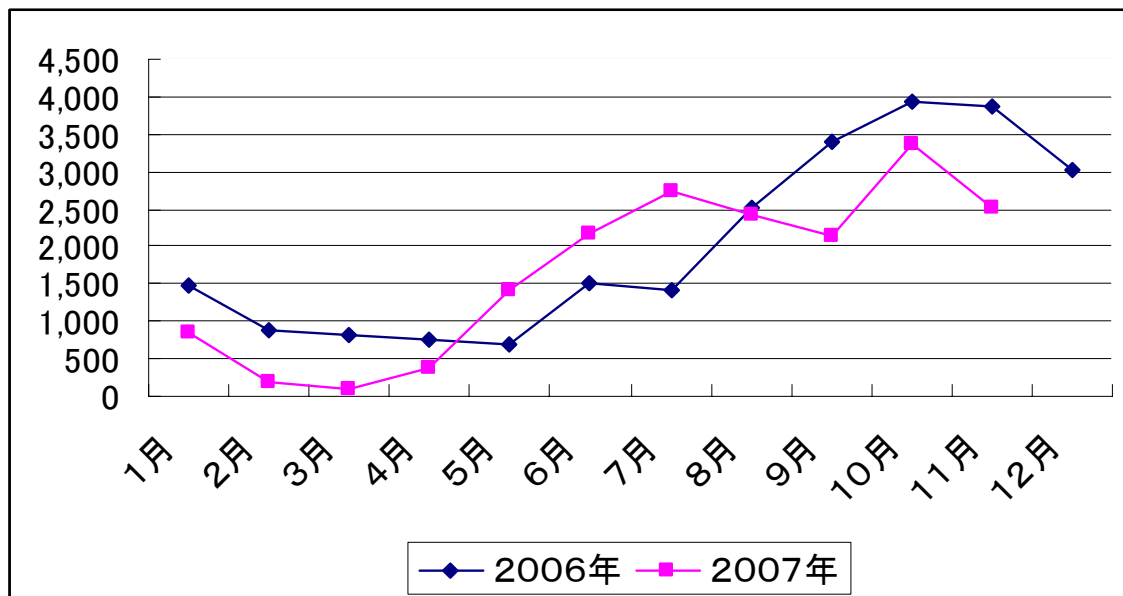
(単位：トン)



注：本数値はHSコード「07061000」である。
出所：山東省税関の資料から作成。

補図8. 山東省の生鮮・冷蔵ネギの対日輸出量

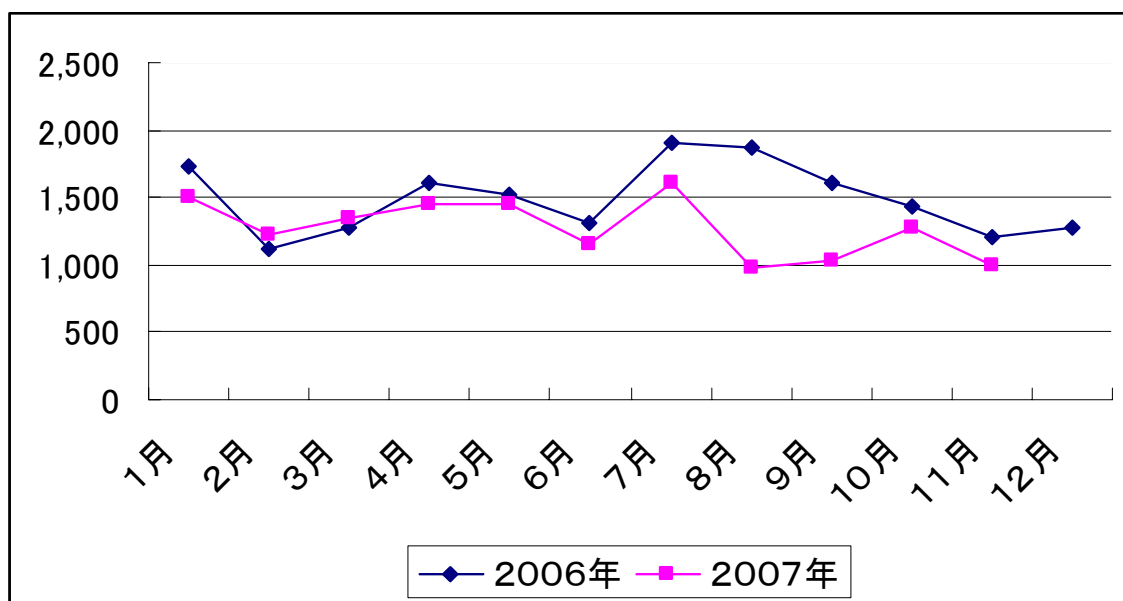
(単位：トン)



注：本数値はHSコード「07039020」である。
出所：山東省税関の資料から作成。

補図9. 山東省の生鮮・冷蔵ニンニクの対日輸出量

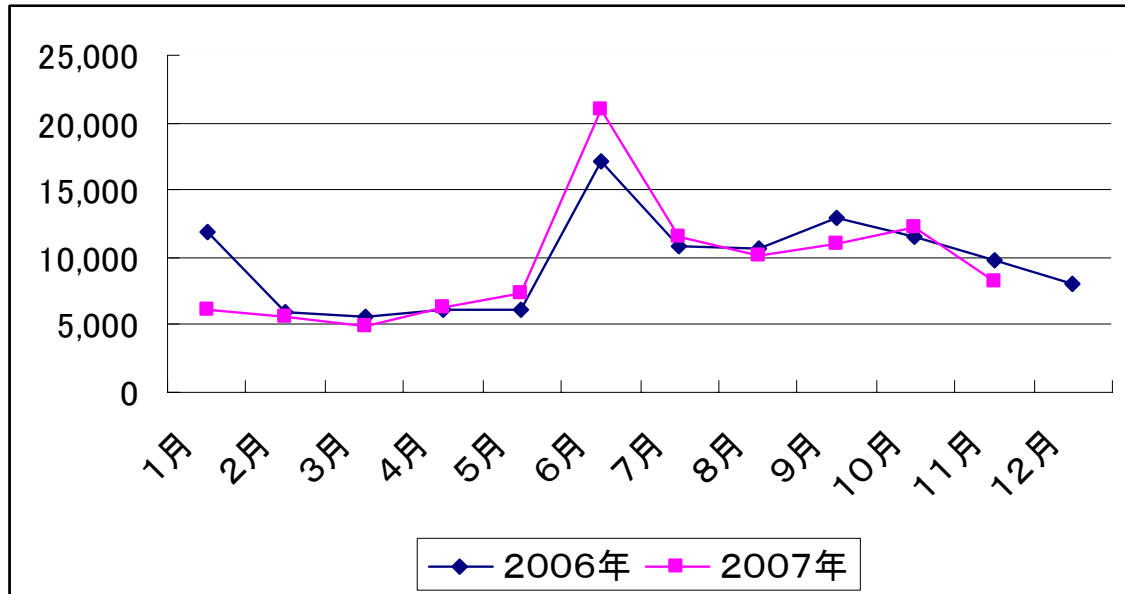
(単位：トン)



注：本数値はHSコード「07032010」である。
出所：山東省税関の資料から作成。

補図10. 山東省の生鮮・冷蔵タマネギの対日輸出量

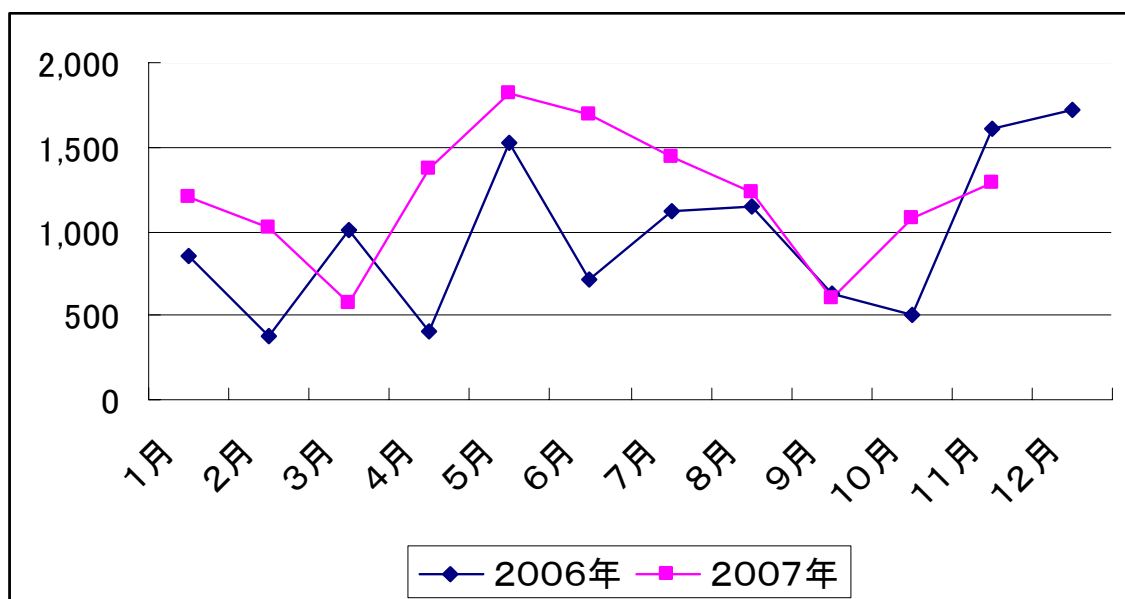
(単位：トン)



注：本数値はHSコード「07031010」である。
出所：山東省税関の資料から作成。

補図11. 山東省の冷凍ホウレンソウの対日輸出量

(単位：トン)



注：本数値はHSコード「07103000」である。
出所：山東省税関の資料から作成。

II. 中国の食品安全に関する政策

中国は食品の生産および消費大国であり貿易大国でもある。現在、中国の食品生産企業は44万8,000社に上り、食品の生産・加工業は重要な支柱産業である。2006年の中国食品の輸出は2,400万トン、267億ドルに達し、中国製食品は世界の200余りの国と地域に輸出されている。そのため、中国政府は食品の安全性を非常に重視しており、食品の品質向上に取り組んでいる。食品安全性を確保するために、予防から取り組み、食品サプライチェーンの川上からの解決を原則とする食品品質安全監督管理業務の枠組みを構築している。長年にわたる模索と実践を経て、体系的な食品品質安全監督管理制度を構築した。

1. 食品安全関連の法律法規および監督管理措置

中国は現在、食品安全法律法規システムを確立しており、食品の安全性と品質向上、輸出入食品の貿易秩序維持のための環境を整備している。食品生産、加工、消費および監督管理の依拠、遵守すべき法規は、以下のとおり広範にわたる。

(1) 法律

- 1) 『中華人民共和国製品品質法』
- 2) 『中華人民共和国標準化法』
- 3) 『中華人民共和国計量法』
- 4) 『中華人民共和国消費者権益保護法』
- 5) 『中華人民共和国農産品品質安全法』
- 6) 『中華人民共和国刑法』
- 7) 『中華人民共和国食品衛生法』
- 8) 『中華人民共和国輸出入商品検査法』
- 9) 『中華人民共和国出入国動植物検疫法』
- 10) 『中華人民共和国国境衛生検疫法』
- 11) 『中華人民共和国動物防疫法』

(2) 行政法規

- 1) 『国務院の食品等製品の安全監督管理に関する特別規定』
- 2) 『中華人民共和国工業製品生産許可証管理條例』
- 3) 『中華人民共和国認証認可條例』
- 4) 『中華人民共和国輸出入商品検査法実施條例』
- 5) 『中華人民共和国出入国動植物検疫法実施條例』
- 6) 『中華人民共和国動物薬管理條例』
- 7) 『中華人民共和国農薬管理條例』
- 8) 『中華人民共和国輸出貨物原産地規則』
- 9) 『中華人民共和国標準化法実施條例』
- 10) 『無許可經營調查取締弁法』
- 11) 『飼料及飼料添加物管理條例』
- 12) 『農業遺伝子組み換え生物安全管理條例』
- 13) 『中華人民共和国野生保護動植物輸出入管理條例』

(3) 部門規則

- 1) 『食品生産加工企業品質安全監督管理實施細則（試行）』
- 2) 『中華人民共和国工業製品生産許可証管理條例實施弁法』
- 3) 『食品衛生許可証管理弁法』
- 4) 『食品添加物衛生管理弁法』
- 5) 『出入国肉類製品検査検疫管理弁法』
- 6) 『出入国水産品検査検疫管理弁法』
- 7) 『流通業界食品安全管理弁法』
- 8) 『農産品産地安全管理弁法』
- 9) 『農産品包装及標識管理弁法』
- 10) 『輸出食品生産企業衛生登記登録管理規定』

中国政府は法規システムの充実とともに、食品安全の基準化管理とその規範を強化している。中国政府が過去に公布した食品安全に関する国家基準は約 1,800 項目、食品業界基準約 2,900 項目で、そのうち強制的国家基準は 634 項目である。食品安全基準の相互間の

重複や適応レベル不明確等の問題を解決するため、国家基準、業界基準、7000項目余りの地方基準および企業基準の整理を行い、約530項目の国家基準と業界基準を廃止した。これと同時に、基準制度の改定作業の進捗を早め、2,460項目の国家および業界基準を改定し、新たに約200項目の国家基準を制定し、約280項目の国家基準制定計画を公布した。こうした施策により、食品品質安全基準システムが整備されてきた。また、適正農業規範(GAP)やHACCP管理システム認証の実施により、食品と農産品において農地から食卓までの全過程をカバーする認証・認可システムをほぼ確立している。中国の食品基準化事業は、国家基準化管理委員会が統一的に管理し、国務院の関連行政主管部門が分担管理している。国家基準化管理委員会は、各関連行政部門が起草した食品安全国家基準をプロジェクト化、審査、ナンバリング、批准、公布する。食品安全基準は以下のとおり。

(4) 食品安全基準

- 1) 農産品の産地環境、灌漑水質、農業資材合理使用準則
- 2) 動植物検疫規定
- 3) 適正農業規範
- 4) 食品中の農薬・動物薬・汚染物質・有害微生物等の限量基準
- 5) 食品添加物とその使用基準
- 6) 食品包装材料衛生基準
- 7) 特殊食品基準
- 8) 食品ラベル標識基準
- 9) 食品安全生産過程管理とコントロール基準
- 10) 食品検査方法基準

上記基準の適用範囲は以下のとおり食用農産品と加工食品にわたっており、食品生産から加工、流通そして消費者までの各プロセスをほぼ網羅している。

(5) 食品安全基準の適用品目

食糧、油原料、青果品および青果製品、生乳および乳製品、食肉・卵およびその製品、水産品、飲用酒、調味料、乳幼児食品 など

2. 食品安全関連の施策

(1) 管理システムの構築

食品安全関連の法規の公布と基準化された規範は、食品加工生産の安全性にとって依拠すべき法律や規則があることを示すが、大切なことはその確実な実施である。基準についての広報普及の強化、食品生産企業の厳格な基準遵守の促進、食品安全性への効果的な監督管理の強化は非常に重要である。中国政府は食品安全性において段階別監督管理を主な方策とし、品種別監督管理を補助的な方策と位置づけ、各監督管理プロセスごとに主担当の行政部門が決められている。農産品生産の監督管理は農業部門、食品生産加工の品質と輸出入農産品食品の監督管理は品質検査部門、食品流通の監督管理は工商部門、飲食業の監督管理は衛生部門がそれぞれ担当し、総合的な監督と組織調整、重大事件の調査処理は食品薬品監督管理部門が行う。各行政・法律執行部門は食品安全事業へのてこ入れを強めており、農業部門は「無公害食品アクションプラン」を実施し、農産品の農薬・動物薬残留問題の解決に力を入れている。品質監督部門は食品安全市場参入許可制度を実施しており、食品品質国家監督サンプリング調査に力をいれ、食品関連の小規模企業や手作業生産現場の整理を強化している。工商部門は市場巡回調査システムを整え、食品取り扱い企業に対して原料仕入検査・検収、原料仕入相手先への証明書類・領収書提出要請制度、仕入販売台帳管理等の各制度を推進させている。飲食業において衛生部門は、食堂に対する食品衛生監督量化レベル別管理制度（衛生行政部門が食品生産経営者の衛生信用度によりランク付けし、監督頻度を定める制度）を実施し、食品汚染物質検査と食源性疾患検査システムを強化し、また食品リスク評価を行っている。食品薬品監督管理機構は情報共有と関連調整業務を強化している。国家品質監督検査検疫総局は食品リコール回収制度を実施しており、品質に問題のある、または期限切れ食品の一律リコール回収を義務づけている。国家品質監督検査検疫総局と関連部門は、製品品質監督管理電子ネットワークの構築を推

進しており、デジタル情報技術を活用し、食品を含む重要製品の電子監督管理を実施している。国内の食品監督管理においては、相応の能力を備えた一連の食品検査機構を有しており、「国家レベル検査機構の主導のもと、省レベル政府および関連部門の食品検査機構を実施主体として、市・県レベル食品検査機構を補完機構とする」食品安全検査システムを構築している。中国は食品検査機構に対して国際慣例に合致する認可管理制度を実施しており、国家間相互認証、情報共有、技術課題解決を強化することで、科学的で公正な検査結果を保証している。また、食品検査機構に対する資質認定制度も実施しており、全国 3,913 ヶ所の検査実験室が資質認定（計量認証）を受けている。そのうち、食品類国家製品品質検査センターは 48 ヶ所、重点食品類実験室は 35 ヶ所であり、これらの実験室の検査能力と検査レベルは世界の先進レベルに達している。輸出入食品の監督管理においては、35 ヶ所の「国家レベル重点実験室」を筆頭とする輸出入食品安全技術サポートシステムを構築しており、輸出入食品検査検疫実験室が全国に 163 ヶ所あり、各種大型精密機器約 1 万台（セット）を有している。全国各輸出入食品検査検疫実験室で輸出入食品実験室検査に直接従事する専門スタッフは 1,189 人に上る。各実験室では各種食品における残留農薬・動物薬、添加物、重金属含有量等、786 の衛生安全関連項目および各種食源性病原菌の検査が可能である。2006 年までに国家レベル農産品品質検査センター 323 ヶ所、省・地区・県レベル農産品検査機構 1,780 ヶ所を建設し、国家・省・県相互関連、相互補完の農産品品質安全検査システムを構築している。

中国政府は輸出食品の監督管理については特に重視しており、「企業+基地+基準化」という管理モデルを採用し、輸出食品の栽培養殖基地には備案¹管理、疫病発生検査と残留農薬・動物薬監視制度を実施している。食品生産加工企業に対しては衛生登記と分類管理を義務付け、そのうちハイリスクの重点食品輸出企業に対しては検査検疫官工場駐在制度を採用している。生産地と検問所においては、輸出食品に対して法定検査・検疫、品質追跡・不合格リコール回収制度、リスク・アラート制度を実施している。また、輸出食品企業については優良企業・問題企業リストを作成してネット上で公開し、問題企業リスト入りした企業の製品は販売、輸出を禁止している。さらに、「1 モデル、10 制度」という輸出食品安全管理システムを整備している。

「1 モデル」とは、輸出食品「企業+基地+基準化」生産管理モデルのことである。この

¹ 備案とは、生産基地や養殖場などが関係当局から認可を受けること或いは認可を受けて登録済みであることを指す。

生産管理モデルは、輸出食品品質保障の重要な手段であり、また企業の規模拡大や集約化、国際化発展において避けて通ることのできない措置である。中国の主な輸出食品、特に肉類や水産品、野菜等のハイリスク食品については「企業+基地+基準化」モデルをほぼ実現している。

「10 制度」とは以下の制度を指す。まず源泉監督管理 3 制度に関しては、栽培養殖基地への検査検疫備案管理制度、疫病発生監視制度、残留農薬・動物薬監督・コントロール制度である。次に、工場監督管理 3 制度に関しては、衛生登記制度の厳格な実施、企業分類管理制度の全面的施行、ハイリスク食品大型輸出企業の検査検疫官工場駐在制度の着実な普及である。最後に、製品監督管理 3 制度に関しては、輸出食品に対する法定検査・検疫制度、品質追跡・不合格品リコール回収制度、リスク・アラートと迅速対応制度である。加えて、信頼構築 1 制度があり、これは輸出食品企業への優良企業・問題企業リスト制度の適用である。

(2) 栽培養殖の源泉監督管理の強化

動植物疫病発生と残留農薬・動物薬リスクを効果的にコントロールし、食品の安全性とその追跡可能性を源泉より保障するため、疫病発生と残留農薬・動物薬リスクを有する輸出食品原料基地に対して出入国検査検疫機構は検査検疫備案管理を実施している。備案が許可された栽培、養殖場の原料のみが加工輸出食品に用いることができ、全ての備案批准原料基地は国家品質監督検査検疫総局のホームページで公開される。現在までに備案批准を受けた養殖場は 6,031 ヶ所で、栽培基地は 38 万ヘクタールである。備案基地に対しては疫病発生の監視と予防・コントロールを強化し、農業資材の管理を強化し、厳格な残留農薬・動物薬の監督・コントロール措置を講じることにより、備案基地の疫病発生問題と残留農薬・動物薬問題は効果的にコントロールされている。ここ数年にわたり全世界規模で鳥インフルエンザが大流行したが、中国で備案管理の対象となった養殖場ではその発生が見られなかった。

(3) 食品生産企業の監督管理の強化

中国は全ての輸出食品生産企業に対して衛生登記登録管理制度を適用しており、企業は衛生登記・登録されてはじめて輸出食品の生産加工に従事できる。現在、衛生登記・登録された企業は計 12,714 社あり、そのうち 3,698 社の HACCP システムは各地出入国検査検疫機構の認証を受けている。衛生登記を受けた生産加工企業に対しては、各地の出入国検査検疫機構がその日常的監督管理業務を一括して実施しており、備案された栽培、養殖基地からの原料供給と規範遵守の生産加工を確実にしている。肉類等のハイリスク食品を扱う大型輸出生産企業については、出入国検査検疫機構は必要に応じて検査検疫官を駐在させ、工場駐在監督管理を行っている。輸出食品の包装は、要求に合致した追跡可能なラベルや標識を付け、問題製品のリコール回収を確実に実施している。

(4) 食品輸出前検査検疫の強化

中国の法律は全ての輸出食品は検査検疫機構の検査検疫に合格しなければならない旨規定しており、出国地の税関は検査検疫機構発行の出国貨物通関証に基づき、輸出食品の通関検査手続きを行っている。検査検疫に合格した輸出食品については、もし輸入国の要請があれば、出入国検査検疫機構が更に衛生証書を発行しなければならない、それにより同ロット食品が出入国検査検疫機構の検査検疫に合格したことを証明し、生産企業名称、住所、衛生登記番号、生産日時、輸出日時、輸出検問所、到着検問所等の追跡情報も明記する。貨物が出国検問所に到着後、検問所の検査検疫機構は加えて輸出貨物が損傷なく、貨物証明内容が合致することを確認し、貨物の追跡可能性を確実にする。

(5) 輸出企業の信頼向上システム構築強化

中国政府は輸出企業の品質保証と優良企業・問題企業リスト制度を全面的に実施し、企業の製品品質に対する第一義責任者としての意識を強化させ、企業が自己管理、自己規制、自覚的な信頼性重視の経営という望ましい経営システムを構築するよう指導する。自己管理システムが効果的かつ整備され、信頼性が高く、製品安全性リスクが効果的にコントロールされ、輸出国で評価の高い企業については、「優良企業リスト」に加えて、優遇・奨励

措置を講じる。品質面での重大なルール違反や検査検疫逃れ、または検査検疫機構への欺瞞行為等を輸出国・地域より通報された輸出企業については、法に基づき処罰するとともに「ルール違反企業リスト」に加えてネット上で公開することで、輸出企業の自律意識を高める。現時点までに、「ルール違反企業リスト」に加えられた企業は計 55 社である。

中国政府は、2007 年 8 月末より全国で 4 ヶ月に及ぶ製品品質と食品安全性の特別取締行動を実施した。重点製品、重点機関、重点地域への集中的取締を通じて、①製品設計、原料仕入、生産加工、在庫販売からアフターサービスまでの工業製品全過程における監督管理システムの構築・整備、②栽培養殖、生産加工、流通販売から飲食業消費までの食品全過程での監督管理システムの構築、③製品品質と食品安全の追跡システムと責任追及システムの構築、④社会全体をカバーする製品品質監督管理ネットワークの構築に注力した。この特別取締行動における任務 8 項目、100%達成要求目標 12 項目のうち、任務 6 項目、100%達成要求目標 11 項目が食品の品質と関係するものであった。2007 年 1 月 16 日、国务院製品品質と食品安全指導チーム副チーム長で国家品質監督検査検疫総局局長である李長江氏は、全国製品品質と食品安全特別取締行動の総括テレビ電話会議において、全国特別取締の全体報告を行った。それによると、2007 年 12 月 20 日までに、特別取締の 8 大任務、100%達成要求目標 12 項目と量化取締目標 20 項目はすでに達成している。全国 676 の大中規模都市の農産品卸売市場は 100%監視対象に組み込まれた。9.8 万社の食品生産加工企業は 100%生産許可証を獲得した。許可証取得製品には 100%QS（品質安全）マークが付けられた。12 万社の手作業食品生産現場は 100%品質安全誓約書に署名した。県政府所在地以上の都市における 17 万社の市場とスーパーは、原料仕入相手先への証明書類・領収書提出要請制度（原文：索证索票）を 100%導入した。270 万社の郷鎮、街道、社区の食品・雑貨小売商は 100%食品仕入台帳制度を導入した。食堂と県政府所在地以上の都市の 132 万社の飲食経営単位は 100%原料仕入相手先への証明書類・領収書提出要請制度（原文：原料进货索证制度）を導入し、全てが量化レベル別管理を実施した。県政府所在地以上の都市の生豚指定屠殺企業処理率はほぼ 100%に達し、販売または原料用の豚肉は 100%指定屠殺企業によって供給され、無許可屠殺企業は全国で約 7,000 社を取り締まった。製薬企業の 300 社余りを閉鎖・生産停止とし、薬品監督企業の登記申請の 7,300 件余りを差し戻した。人体の安全に関わる 10 類消費製品の生産企業 3 万社は 100%品質カルテを導入し、1 万社の企業が中国製品品質電子監督管理ネットワークに組み込まれた。全国 1 万 6,000 の輸出食品原料基地は 100%徹底調査が行われた。違法輸入または品質不合格の肉類、果物、廃棄

物原料等 168 ロットに対しては、100%返却輸送または廃棄処理とした。12 万ロットの輸出食品は 100%検査検疫標識を加えた。同時に手作業生産現場、小規模小売商、小規模飲食店、小規模食品・雑貨商と小規模屠殺企業、ならびに高毒性農薬、違法薬品広告等の一連の品質安全面で突出した問題も効果的に解決され、品質安全面での違法行為も効果的に抑制された。社会全体の品質安全意識の高まりも顕著であり、品質安全監督管理における長期的効果を有するシステムの建設のための基礎となった。

ここ数年来、中国政府が実施した食品品質安全監督管理制度とその関連事業は、ほぼ中国の実情に合致しており、食品の安全性向上において大きな役割を負っている。現時点で、中国のかなりの食品加工技術と設備が国際先進的水準に接近または到達しており、肉製品、乳製品、飲料等の業界では世界レベルの生産設備と検査設備を有している。食品企業の品質管理はより科学的に規範化されており、すでに 11 万社が品質安全市場参入資格を獲得している。製品の品質と食品安全性の全体的水準向上には全過程監督管理を実現することが必要しなければならない。近年、食品薬品監督管理システムと関連法規が徐々に整備されつつあり、監督管理スタッフの資質や法に基づく行政能力は向上している。また、インフラ建設が強化され、技術・設備は更に改善し、食品薬品安全基準確立と検査技術レベルの向上がみられる。こうした状況を踏まえ、「第 11 次五カ年計画」末期（2010 年）までに食品の安全保障システムの構築が掲げられている。

- 1) 食品安全情報監視カバー率：90%
- 2) 大中規模都市卸売市場、大型農産品市場とチェーンストアの生鮮農産品のサンプル検査の品質安全合格率：95%
- 3) 重大食品安全事故の処理率：100%
- 4) 食品リコール回収カバー率：80%
- 5) 食品生産企業全国特別検査カバー率：90%

3. 山東省食品安全政策法規の執行状況とその効果

山東省は農業大省であり、農産品輸出は全国の約 1/4 を占める。「第 10 次五カ年計画」期間中、全省農産品輸出額は 27.9 億ドルから 69 億ドルに増加し、その年平均増加率は 20%

以上であった。また、山東省の農産品輸出額は 2000 年～2007 年まで 8 年連続で全国 1 位を維持している。2005 年の全省農産品輸出が農業総生産高に占める割合は 15.1%に達するが、ここ数年世界各国の自国農業への保護措置の取り組みは強まる一方であり、食品の安全性もより重視され技術的障壁もより多くなり、食品・農産品の輸出ハードルはどんどん高くなっている。特に 2006 年以降、世界の農産品貿易の保護措置強化傾向や人民元の大幅引き上げ、日本の「ポジティブリスト制度」実施、EU の新たな食品衛生安全法規施行という厳しい状況下で、山東省農産品の輸出は困難な中でも安定した増加傾向を示している。このことは、山東省食品安全政策法規の効果的な執行と輸出関連企業の業務メカニズムの刷新に拠るところが大きい。山東省政府は農産品輸出促進事業調整指導グループを組織しており、毎年定期または不定期に農産品輸出に関する重要事項について研究し、農産品輸出に見られる問題の分析解決に携わっている。

山東省政府と国家品質監督検査検疫総局は、試みとして農産品輸出促進省部級合同会議制度を設けている。政府部門間の農産品輸出促進の調整メカニズムの構築により、各部門業務が有機的に関連付けられている。農産品輸出の主要企業を重点的に支援する管理モデルにより企業の事業環境を改善し、国際市場競争力を向上させた。同時に、山東省はさらに農産品輸出促進部門の一括管理、業務分担および共同推進という業務の枠組みを作り出している。各部門間の連携は、農産品輸出の推進力を生み出している。また、農産品輸出政策システムも整備された。山東省政府は 2006 年 9 月、『農業対外開放のさらなる拡大に関する意見』を公布し、同 10 月には『山東省輸出農産品品質安全監督管理規定』を制定、施行したが、これは全国初の地方政府による輸出農産品品質安全を規範化する行政規則である。食のサプライチェーンの源泉からの管理強化と加工・流通過程における品質コントロールを目的として、省政府は前後して『農業基準化の強力推進と農産品品質の全面的向上に関する意見』等一連の規範性文書を公布し、農産品品質安全業務全体の規範化と制度化が図られた。山東省政府は、国の農産品輸出促進政策を十分に活用するという立場から、基地建設、生産技術改造、製品研究開発、市場開拓、製品認証、ブランド作り、反ダンピング訴訟対応、輸出検査検疫、輸送等の各方面において積極的に施策を講じ、重層的な農産品輸出促進政策システムを構築、整備している。各市や県も積極的に動き始め、各地の実情に基づき地方政策法規を公布している。例えば済南市では全市規模で食品企業標識化管理を行っており、済南市食品薬品安全調整委員会は各県（市）区と 24 の参加機関に対して『「済南市食品企業標識化管理弁法」に関する通知』を公布した（参考資料参照）。同弁

法では、標識化管理事業は「信頼、安全、安心」を基本として、「8つの堅持」を示している。すなわち、①人間主義、②安全第一、③法規に則った経営、④品質至上主義、⑤サービス規範化、⑥信頼経営、⑦職業道徳、⑧自律的経営である。同弁法の実施にあたっては、市の食品薬品安全調整委員会が一括して組織調整にあたり、市の農業、品質監督、工商、衛生、貿易サービス、畜産、食糧等の各部門がそれぞれ業務分担し実施する。実施プロセスとしては、「点から面に展開し徐々に普及」の原則に基づき、「済南市食品安全信用システム建設モデル機関」において実施し、その後全ての食品生産経営企業（農業基準化栽培、養殖基地、集団食堂、学校、幼稚園、工事現場食堂等）において全面的に普及させる。同時に、標識化管理事業を厳格に実施するため、同弁法は以下の点を強調している。食品企業標識の有効期間は2年とし、期間終了前に企業監督管理部門が食品企業の評価を行い、合格企業は引き続き標識化管理の対象となるが、不合格企業は資格を剥奪される。有効期間内に不適格な現象が見られた場合には、その程度に応じて監督管理部門が相応の措置をとる。消費者が食品企業に効果的に監督を行えるよう、評価に合格した食品企業は目立つ位置に市食品薬品安全調整委員会が統一して制作した標識を掲げる。標識のフォーマットには、地のデザインとして緑色食品を象徴する円形の「誠」の字の徽章、企業誓約条項「8つの堅持」、監督管理部門の苦情窓口電話番号等を含んでいる。これにより、消費者は企業の安全責任義務の主な内容が一目瞭然なだけでなく、監督管理部門に電話によって問い合わせ、摘発や苦情が可能となる。こうして信頼経営理念の普及、企業管理プロセスの規範化、企業管理レベル向上、企業の自律意識の強化、市民の知る権利と参加権および監督権の保障に努めている。

山東省内の各地方政府はここ数年、党中央国務院による食品安全関連の各政策法規、および山東省共産党委員会、省政府による「平安なる山東」、「調和のとれた山東」、「信頼の山東」という全体目標を貫徹し、真剣かつ着実に実行するため、輸出農産物の品質向上と安全性確保を基本的かつ大局的な戦略プログラムと位置づけ、本地域の実情に合致した新たなメカニズムと方法を絶えず模索し実施している。

（1）輸出農産物安全対策取締行動による国際社会の信用向上

党中央国務院による輸出農産物品質安全事業の各決定や具体計画を貫徹し、真剣かつ着実に実行するため、山東省共産党委員会と省政府は全省規模で輸出農産物品質安全対策取

締行動を広く実施し、2007年8月下旬の開始から4ヶ月を経て12月に終了した。これは重点生産物（野菜、畜産物、水産物、乳製品）や重点機関（野菜生産基地、畜産水産物養殖場、食品生産加工企業、生産と輸出に問題を有すると記録されている企業、違法行為のあった輸出入従事企業、代理通関検査機構等）、重点地域（農村に隣接する都市郊外、生産企業が集中し、かつ重大な問題を抱える地域、無許可生産が行われている地域、偽ブランド生産販売が繰り返される地域）を対象にしたもので、全面的検査を行い、速やかでかつ効果的、大規模着実な対策を講じている。今回の取締行動においては、検査検疫および管理監督能力の強化、および輸出農産物の品質と食品安全性の全面的向上という目標に対して、山東省はすでに政府の統一的指導と関連部門の法に基づく管理監督、各方面の協力という事業システムを打ち立て、また集中取締と目標责任制、厳格な法規執行と科学的管理、低品質・偽ブランド撲滅と優良生産者支援という事業モデルを実施している。そして、省内全ての輸出企業に対する全数調査と抜き打ち検査の実施、また生産物の内訳、生産状況、輸出地域、品質、自社検査管理システム、海外への通報対策アラート措置、管理システム、発展基本計画等を含む詳細情報について重点的に検査を行い、企業の母数を把握した上で明確な目標を設定し取締行動を実施している。全数調査と抜き打ち検査の過程では、管轄区内の全企業に対して厳格、詳細かつ全面的な検査監督を実施し、各輸出企業の実産物に対してリスク分析を行い、ポイントが明確な分類管理のアドバイスを提供する。今回の取締行動においては、山東省検査検疫局の抜き打ち検査対象輸出企業は6,993社、輸出食品基地の点検は3,960ヶ所であった。検査内容は企業基礎データ、原料基地状況、検査検疫管理監督の動態データ等であり、問題とされた企業は3,942社と、抜き打ち検査総数の55%を占めた。この基礎に立って、違法な農業資材使用製品、輸出衛生登録登記企業、輸入廃棄原料、輸出入食品経営等の4つを重点に撲滅行動を実施したところ、営業許可証取消は283社、輸出禁止は338社、業務改善命令企業は3,309社であった。また、生産基地の備案資格取消192ヶ所、業務改善命令は419ヶ所であり、輸出用冷凍ブラックベリー証明書偽造事件や冷凍兔肝臓違法輸出事件等の違法事件を調査、処理した。山東省検査検疫局は、海外で最近頻繁に報道される輸出水産物、落花生、生姜等の問題にされやすい生産物に対する日常的管理監督、現場検査、ラボ検査、生産物梱包検査と港湾検査を強化し、不合格生産物の検出率を向上させるよう努めている。

山東省政府は取締行動を強化と同時に、企業支援措置を講じて輸出拡大を促進している。山東省製品品質と食品安全特別取締事業指導グループの最新の統計によると、4ヶ月の特

別取り締まりの結果、山東省の大中規模 35 都市の農産物卸売市場は、100%が品質安全監視の対象に組み込まれた。無公害基地と農業基準化モデル基地の残留農薬サンプル検査率は 100%となった。全省で条件に合致する 7,033 社の食品生産企業は全て食品生産許可証を取得し、取得率は 100%に達した。3,292 ヶ所の手作業生産現場はその 100%が食品品質安全誓約書に署名した。全省の県レベル以上の都市ではすべての食品市場とスーパーに原料仕入相手先への証明書類・領収書提出要請制度を導入し、郷鎮や街道と社区のすべての食品・雑貨店に食品入荷台帳制度を導入した。

(2) 農業基準化の推進による輸出農産物の促進

山東省は数年来、農業基準化を農業と農村経済事業の主要課題に位置づけ、農業部門内外の資源を投入し、その配置の高度化に努めている。農産物の品質と安全性、農業の競争力とその総合生産能力の向上に着目し、農業基準の制定（改訂）と実施、監督において、管理と技術および生産という 3 つの側面から実践することで、山東省農業全産業の基準化レベルを向上させ、農産物の輸出促進を図っている。山東省は生産基地建设において、生産の専門化と栽培養殖の規模拡大を重点的にクローズアップし、農地集積による一定規模以上の農業経営を要求するとともに、生態環境の調査監督や生産物の自主管理も強調している。農産物基地の管理においては、化学肥料と農薬、飼料と添加物の使用を厳格に管理し、劇毒物や高毒物および高残留性農薬（動物薬）の使用を禁ずる。また、農業資材の供給、病虫害対策の統一的管理を進め、条件が許す地域は農業資材のチェーン経営を行う。現在、山東省の農業基準化生産は新たな高度化段階にあり、すでに各種農業地域基準 432 項目、地方規範 1,117 項目を検討制定しており、国と省、市レベルの農業基準化モデル地区 360 ヶ所、栽培養殖基地 2,600 ヶ所余りを建設している。また山東省では、企業が自主的に生産地と生産物への認証取得を行っている。山東省製品は累計で、無公害認証 1263 件、緑色食品認証 766 件、有機食品認証約 200 件余り、農産物登録商標約 1.8 万件、HACCP 認証合格の農産物輸出企業は 981 社となっている。

(3) 品質追跡システム確立による輸出農産物の管理監督

山東省は IC チップ等の技術を駆使して、輸出農産物の品質安全追跡システム建設を積極

的に推進しており、「上流でのコントロールと過程での追跡による品質保証」の実現と、それによる「農地」から「食卓」までの全過程管理監督の実現に努力している。バーコードの張られた農産物ラベルを検査機器に翳すだけで、野菜の生産地や水質サンプル検査結果、施肥と農薬使用状況、収穫時間、検疫・化学検査結果、流通業者情報等を含む多くの情報の全てが、食品安全追跡システムにより明示される。この山東省基準化研究院により研究開発された食品安全の管理監督と追跡技術は、食品追跡、アラートと回収、政策法規情報提供、消費ガイダンス、データ検索、政府管理監督等の多くの機能を有している。消費者は内容の精確な食品安全データベースを通じて、生産物の品質に問題があった場合、直ちにその追跡システムにより食品の生産・流通に関与した各方的の責任を明確にすることが可能で、生産物の効果的な管理と回収を実現し、消費者の法的権益をその上流部から保証できる。これらの食品の品質安全性についてのフォローと追跡は、事実上以下の2つのルートから行われる。まずは上流部から下流部への追跡であり、農場から食品原材料供給業者、加工業者、輸送業者から小売業者までである。この方法は主に品質問題の調査に用いられ、生産物の生産地と特徴を特定する。もう一方は下流部から上流部への追跡であり、消費者が販売店で購入した食品の安全性に問題が見られた場合に、上流部に遡ることで最終的な問題の所在を確定する。この方法は、主にクレーム回収に用いられる。農産物品質安全追跡システムの確立は、多方面で有益な試みであり、消費者の知る権利を満足させるだけでなく、更には農産物生産経営主体の品質安全性への職責を強化することにつながり、農産物の品質安全性向上のために効果的である。現在、この追跡システムは青島、済南、寿光等の21ヶ所の野菜、水産物、家禽肉等の企業において普及・応用されるとともに、一部の都市のスーパーでは関連機器である食品安全追跡用末端検索機を備え、山東省の初期段階での食品安全追跡ネットワークがすでに構築されている。

(4) 農産品出入国検査検疫費の減額・免除により農産品輸出の国際競争力を強化

山東省農産品の国際競争力強化のため、山東省政府は①源泉での対策、②リスク分析、③全過程監督管理、④科学的・効果的な検査、⑤高効率で厳密な検査検疫監督管理の新メカニズムという業務コンセプトを打ち出した。輸出企業において検査検疫官工場駐在制度と食品安全監督管理員制度を普及させ、源泉管理と企業自己検査・コントロールシステムの建設を強化し、輸出食品・農産品の安全衛生品質の真の意味での効果的な全過程監督管

理を実施している。公的派遣獣医の工場駐在と輸出野菜食品安全員制度においては、業務の重点を製品の通関検査からシステムのコントロールへと転換させ、電子検査検疫法規執行システムの建設と関連させて、リスク分析に基づく動態管理の新規モデルを確立した。それはまず、輸出肉類の公的派遣獣医工場駐在検査検疫監督管理システム（VET2006）の開発と、CIQ2000 とのリンクの成功によりデータ共有が実現し、電子システムによる証明書発行と認可が可能となった。第二には輸出豚肉、家禽肉、兔肉、加熱肉製品と野菜の6項目にわたる検査検疫業務規範を策定したことである。同規範では「リスク評価とシステム検証」が業務プロセスにおける重要かつ不可欠な要素である点を明確にしている。国家品質監督検査検疫総局で開催された農産品促進発表会において同モデルは高い評価を得た。日常検査検疫業務における残留物質監督コントロールの指導的役割を効果的に発揮させるために、山東省輸出入検査検疫局（以下、山東 CIQ）は『山東輸出食品安全監督コントロール計画』を策定したが、同計画は省レベル監督コントロール計画に基づき、分支局の監督コントロール計画と企業の自己検査コントロールシステムを合致させ、科学的で効果的な輸出食品・農産品安全監督コントロール体制を構築している。監督コントロールの対象は、動物性食品から植物性食品へと拡大し、その項目は疫病発生と病原性微生物から残留農業化学薬品へと拡大している。全省主要輸出食品・農産品の全ての有害物質をカバーしており、サンプルの追跡可能性を保証している。山東省はさらに全省食品・農産品検査監督管理人員の輸出電子監督管理システム運営研修を開催し、全省食品加工企業の輸出電子監督管理システムの普及と実施を促進した。水生養殖に用いられるロイコマラカイトグリーンやエビ養殖用 AHD 等の薬物残留問題については、養殖基地の輸出基準を規範化したほか、省内初の淡水産品養殖場の備案を行った。全省計 37 ヶ所の養蜂基地の全てに備案管理を実施した。肉類備案養殖場が 601 ヶ所に達し、肉類原料の全てが備案養殖場から供給されることを保障した。全省 436 社の野菜輸出企業の 1,425 ヶ所の栽培基地に対して備案を実施し、備案基地面積は 122 万ムーに達した。産地全数検査結果に基づいて、初めて 34 ヶ所の落花生輸出の備案仕入地を公表した。

農産物輸出拡大を支援し農業発展と農民の増収を促進するため、山東 CIQ は国家品質検査総局の通知により、2007 年 10 月 1 日から 2008 年 12 月 31 日の期間、『輸出入検査検疫機構が検査検疫を実施する輸出入商品目録』に記載された輸出農産物に対して、その輸出入検査検疫費を減額・免除することとした。今回減額・免除の対象となる農産物の品種は多様でその範囲も広く、未加工品から初期加工品、本格的加工品にまたがる農産物約 1,800

種がその対象となっている。

1) 検査費の減免対象となる主要品目

動物生体、動物生産物、植物生産物、動物・植物油、脂肪とその分解生産物、精制食用油脂、動物・植物性ロウ、食品、飲料・酒・酢、タバコおよびタバコとタバコ代用品による製品、精製油、蛋白類物質と改性澱粉およびゴム、生皮、生毛皮、生糸と廢絹、羊毛と動物毛、原綿・廢綿・梳綿、生亜麻、生大麻等

2) 減額・免除の対象費目

品質検査検査費、動物臨床検査費、植物現場検査費、動植物生産物検査費、食品と食品加工設備衛生検査検査費、重量鑑定費、数量鑑定費、包装使用鑑定費、その他特殊検査検査費、証明書発行費、ラボ検査検査費、鑑定費

上記品目のうち、家畜生体、家禽生体、水生動物および検査免除農産物については、その輸出入検査検査費の全額免除、その他の輸出農産物については半減される。新しい費用徴収政策においては農産物輸出企業の負担が軽減されることになるが、118,260 ドル相当の乾燥ニンニク粉を例にすると、当初の基準では品質検査費 1,345 元、動植物生産物検査費 1,076 元、ラボ検査(残留農薬)費 300 元、重量鑑定費 20 元、包装使用鑑定費 15 元、通関証明発行費 6 元、植物検査証書発行費 10 元の合計 2,772 元を支払うことになる。これに対して新基準では 1,386 元の減額となる。山東省で輸出量の大きな水産物や野菜、熱処理加工肉類、落花生や落花生製品、酒と飲料、保鮮果物等の生産物は全て今回の減額・免除の対象となっている。新基準に基づき試算すると、山東省の輸出農産物企業が毎年節約できる検査検査費は約 8,000 万元となる。今回の検査・検査費の減額・免除措置は、農産物輸出企業の生産コストを節約させ、山東省輸出農産物の国際市場における競争力を高めることを意図している。

(5) 区域化管理推進による輸出食品・農産物の品質保証

山東省検査検査局は深圳市検査検査局と調整し、安丘野菜基地から毎週 600 トン余りの野菜が香港に運ばれるようになったが、その量は本土からの野菜供給量の 1/4 を占めている。また、安丘市の農産物は日本や韓国、アメリカ、EU 等 50 余りの国や地域に向け順調

に販売されている。2007年1月～9月の安丘市農産物の輸出総額は1.5億ドルで、前年同期比30%増となった。安丘市は全国の農産物輸出第一県、そして世界各地の「食材供給地」となったが、このことは安丘市CIQが2007年に全国に先駆けて実施した、輸出食品・農産物品質安全区域化事業によるところが大きい。同事業の核心は、既存資源の再編とシステム合理化および生産の規範化による、輸出食品・農産物の品質安全性の確保である。一行政区域内において、政府部門主導のもと、検査検疫部門が技術面の指導を行い、主要輸出企業が積極的かつ模範的な役割を担い、該当区域内での農業用化学資材の使用に対して総合的管理を行うシステムを確立するというものである。安丘市ではまず、全行政区域内の社会、行政、生産資源の再編から着手し、政府内の管理部門を拡大して、区域性農産物品質安全総合調整管理弁公室および検査ネットワークを設立した。同時に、農産物品質監督コントロールの関門を従来より前段階に配置し、施肥と薬剤使用、大气や水質および栽培区域の環境要求を全て新たな品質管理システムの中に組み込んだ。特に、農産物の品質安全性を脅かす主要農業用化学資材については、完全封鎖式管理を行い、残留農薬問題というボトルネックを根本から見直した。輸出食品・農産物安全区域化事業の推進は、安丘市農産物の品質安全性を大きく向上させ、輸出農産物の競争力を高め、安丘市農産物の国内外市場でのシェアを拡大した。

4. 山東省の食品安全確保における課題

(1) 山東省の食品産業概況

1) 農産物の生産加工状況

山東省は中国農業の主要な省であり、“食糧・綿花・油の倉庫、野菜・果物・水産物の故郷”といわれている。食糧の生産量は全国2位であり、主な農産物は野菜、小麦、落花生、トウモロコシ、さつまいも、大豆、水稲、高粱等である。とりわけ、小麦の生産量が全国第2位で、山東省食糧生産の半分以上を占めている。落花生は2006年の生産量が全国第2位で355万トンと全国の約25%、加工品を含めた輸出では全国の93.1%を占める。野菜は生産量が8,309万トンと全国第1位、輸出は全国の37.2%を占めている。このほか、全国トップの生産量を誇るものとして、メロン、

りんご、桃などがある。

また、小麦、とうもろこしは山東省の主要産品であり、それぞれ全国第2位の生産量であるが、山東省の食糧作物（穀物、豆類、イモ類）生産量の約9割を占めている。

表6. 2006年度の山東省における主要農畜産物生産量

種類	単位	生産量	前年比(%)
食糧	万トン	4,048.8	3.4
夏穀物	万トン	1,890.1	4.9
秋穀物	万トン	2,158.7	2.0
綿花	万トン	102.3	20.9
油糧作物	万トン	358.2	-1.5
野菜	万トン	8,309.3	-3.5
果樹園栽培物	万トン	1,258.8	4.8
年度末豚残存数	万頭	2,778.5	-9.5
年度末牛残存数	万頭	818.2	-15.7
年度末羊残存数	万匹	2,918.1	-10.5
肉類	万トン	759.0	3.0
豚・牛・羊肉	万トン	494.5	2.9
鳥類の肉	万トン	254.8	4.0
鳥類の卵	万トン	430.5	-2.6
乳製品	万トン	238.6	8.0

出所：『山東省統計年鑑』2007年版から作成。

山東省は、畜産および水産養殖の豊かな省でもある。一定規模に達した鳥類養殖場は全省で10万カ所ある。また、2006年末における大型家畜数は900万頭余り、年間家畜の出荷量は約20億頭に上り、畜産業全体の売り上げは1,160億元に達した。

肉・卵・乳製品原料の総生産量は1,429万トン余りに達しており、その内訳は肉類が759万トン、卵類は431万トン、乳類は239万トンとなっている。これは、全国の約10%を占めている。2006年の畜産品の輸出額は11億ドルと前年比6.7%増加した。鳥類肉およびその加工品の輸出額は4.0億ドル、同4.1%増加し、全国の鳥類肉およびその加工品の総額の約44.4%を占めている。2006年の水産品の生産は757万トンであり、輸出は77.8万トン、輸出額は21.8億ドルと全省農産物輸出総額の27.3%を占めている。

山東省は、各地域に分かれた農産物および養殖が発達しており、品種ごとに様々な農畜産物生産基地と水産養殖基地が形成されている。青島市の西部に位置する寿

光市は、全国で最大規模の野菜専門の卸売市場が設置されている。同市に集荷された野菜は、中国全土に出荷されている。年間取引総量は 150 万トン、取引額は 28 億元に達する。

山東省では、煙台、青島、威海、日照、濰坊、濱州等沿海都市と微山湖に臨む済寧市などが主な水産養殖基地である。全省的には黄河沿いの地域が食用牛・羊の生産エリア、胶済（胶州から済南）沿いの地域が牛乳の生産・製造エリア、胶東半島が畜産品の輸出エリア、省の中南部が豚肉・鳥肉の生産エリア、黄河デルタが有機畜産品の生産エリアとして産地形成しつつあるなど、畜産品の優位性を生かした産業発展構想を掲げている。

2) 食品の生産加工、流通状況

山東省の食品生産、経営、飲食企業は 30 万社近くあり、一定規模以上の食品生産加工企業（農業副産物加工業、食品製造業、飲料製造業）は 4,748 社ある（2006 年）。食品工業の総生産額は前年比 24.6%増の 4,980 億元に達し、全省工業総額の 12.7%、全国食品工業総額の 22%を占めている。製品売上収入は 4,798 億元と全国食品工業の 22.9%を占め、売上額は全国第 1 位である。

山東省の食品工業は様々な分野があるが、農業副産物と食品製造業、製塩工業が全国的にみても際立っており、生産規模、売上ともに全国第 1 位である。農業副産物の食品加工業の総量は全省食品工業の 71%を占めている。小型食品業界では、水産品加工、屠殺および肉類の加工、食用植物油の加工、野菜、果物とナッツ類の加工、澱粉工業などが行われている。その他、造酒業や穀物加工業等も全省食品工業の中において重要な位置づけとなっている。売上収入が 100 億元以上の食品加工企業が 1 社、10 億元以上の企業は 66 社、1 億元以上の企業は 948 社がある。ブランド商品も益々増えて、2006 年山東省は 15 種の食品が中国有名ブランド、150 種の食品が山東省の有名ブランド、18 種の食品が国家検査免除の商品と認定されている。全国食品工業ベスト企業 100 社のうち 1/5 の 21 社は山東省企業である。

(2) 山東省における食品安全にかかる状況

山東省政府の各部門は、食品安全に関する厳格な管理システムの構築に乗り出している。食品生産および経営面における規範化を進め、食品安全レベルを徐々に向上させるようコントロールできる状態にしている。

山東省における食品安全監督管理は、主に農業、質量監督、工商、衛生と食品薬品監督管理などの14の関係部署に集中している。農業部門は初級農産物生産段階の監督管理を担当し、質量監督部門は食品生産加工段階の監督管理を担当し、工商当局は食品流通段階の監督管理を担当し、衛生部門は飲食業・食堂などの消費段階の監督管理を担当している。食品薬品監督管理当局は食品安全に関する総合的監督・調整する立場である。輸出入検査検疫当局（CIQ）は食品輸出入段階の検査検疫を担当している。

山東省食品薬品监督管理局によると、2006年の全省農産物の有害物残留合格率は95%以上に達し、2001年に比べて約10%上昇した。指定屠殺検疫率は100%、クレンジング検出率はゼロとなっている。生産段階の26分類の食品合格率は82.6%であった。流通段階の食品検査合格率は78.5%であるが、前年から13%上昇し改善がみられた。輸出商品の国外検査による問題通報率は27%低下した。消費段階の食品衛生抜き取り検査の合格率は95.8%であった。

食品安全問題を根本的に解決するには、汚染源となる生産現場の管理における基準化や流通遡及システムの構築が重要となる。山東省政府は、農産物の耕作、養殖元から生産加工、検疫検査、品質遡及などの各プロセスにおける予防策を講じている。生産基地の建設に際し、農業部門では生産の専門化、養殖においては規模の確保を重点的に指導している。生産エリアの集中や一定の規模の確保により、農産物基地の管理が容易となる。化学肥料、農薬、飼料および添加物の使用を厳しく制限し、毒性の高い農薬や残留しやすい農薬（家畜への投薬）の使用を禁止することに一定の成果を上げている。現在、山東省にはすでに国家、省、市農業基準化エリア360カ所、耕作、養殖基地は2,600カ所余り、無公害認定を受けた農産物は1,263品目、緑色食品認定は766品目、有機食品認定は200品目に上る。また、登録した農産物商標は1.8万件、HACCPの認定を受けた農産物輸出企業は981社に上る。

山東省は、2001年より食品の品質安全を確保するための条件整備を行っており、食品生産加工企業が原材料の仕入確認、生産設備、工程プロセス、製品基準、設備検査能力、環

境条件、品質管理、在庫官管理および運送、包装標記、生産スタッフなど多方面において、そうした条件を有している。また、食品生産加工企業は、食品生産許可書を取得しないと食品の生産、販売ができないようになっている。2006 年年末までに食品生産許可を取得した製品は 28 類 370 種におよび、全ての食品類別の 70.4%を占める。全省では 4,084 社の企業が 4,565 通の食品生産許可書を獲得している。そのうち大中企業の許可証獲得率は 90%以上に達している。国家質検総局が認可した「2006 年度第 1 回分輸出検査免除食品企業」13 社のうち、7 社が山東省内企業である。

生産許可制度に符合しない企業に対して、山東省政府は国家规定に基き 5 つの類別食品について無許可生産、販売の査察を行った結果、760 社に対して生産販売の停止を通告した。また 83 社については現地政府の関連部門に取り締りの申請を行った。更に 31 社の企業に対して現地政府の関連部門に企業登録および営業免許の取り消しも報告した。

山東省政府は、農産物品質検査体系の構築にも注力しており、すでに生産基地、市場において農薬の残留観測拠点を 168 ヶ所設置し、各種の観測機械を 223 台、省内 17 ヶ所に 34 台の食品品質検査車を配備した。これにより省、市、県と生産基地、市場をつなぐ各プロセスにおいて製品検査ネットワークを形成しはじめている。検査においては試験紙、試薬と機械を使用し、野菜、食糧、水産品など食品に対し、農薬残留や亜硝酸食塩などについて各現場で迅速な検査を行うことが可能となっている。全省の主要な農産物卸市場、基準化生産基地には農薬残留測定拠点、省級以上の重点企業には製品品質検査センターを設置した。例えば、山東省煙台市の龍大食品集団は対日食品輸出を手がける中国大手企業であるが、2001 年に 2,100 万元強を投資して、検査測定センターを建設し、中国実験室国家認定委員会の認可を得た。この企業で 1 つの農産物が生産加工から出荷まで最も多いもので 552 項目の検査を受ける必要がある。また、30 分以内で如何なる輸出製品の耕作地、投入品の使用および操作工程の記録など各プロセスの具体的な責任者を遡及することができるようになっている。

また、山東省政府は食品安全の総合的監督管理強化に取り組んでいる。2006 年に省内の食品安全監督管理部門が処置した食品安全違法行為は合計 4.7 万件に上る。食品安全信用体系の構築を進め、《2006 年度全省食品安全信用体系構築の実験的な拠点実施意見》と《山東省食品安全信用体系構築の模範県や模範企業の評定方法（仮実行案）》を公布した。全省で実験した拠点は 88 ヶ所、実験した企業は 5,998 社に達している。

(3) 山東省の食品農産物安全面が直面する6つの問題

中国では長期にわたり、食品供給量の増大を重視する政策がとられてきた。このため一大農業省である山東省においても量的拡大が図られ、結果として現在でも農業投入品の供給、産地環境、動物防疫体制、農産物生産・食品加工・販売などのプロセスにおいて、まだ安全性の問題が存在している。食品安全基準、検査測定体制、安全性の認定体制など適応しきれていないのが現状である。食品安全管理権限は、食品薬品監督管理、農業、衛生、品質検査、商務、工商、科学技術、環境保護、法務など多くの部門に分けられており、部門の違いによって食品全体の責任範疇も分割されている。このようなタテ割り監督管理により、管理の重複や空白などの問題を引き起こしている。

1) 食品産業全体にかかる生産環境問題

工業の発展は農村の環境に汚染をもたらした。工業における三つの廃棄物(排気、排水、固体廃棄物)、都市の廃棄物の大量排出により、多くの有毒物質が土壤に滲入しているため、飲料水の中にも菌や重金属が多く含まれている。汚染が原因で、多くの地方では食糧、飼料用作物、経済作物、畜産品と水産品など農産物が品質面で影響を受けている。また地方においては、食糧、野菜の作付けや鳥類、水産品の養殖に際して、経済的、技術的制限および伝統耕作習慣の影響により、劇毒農薬の違法使用または毒性が高く残留しやすい農薬、動物など投与する薬、有害飼料添加剤などを過剰に使用する状況がみられ、農産物の薬剤残留量が基準を越す事態を引き起している。例えば、近年山東省から日本へ輸出する生姜、落花生、野菜等多くの種類の農産物から、中国では使用を禁止している農薬「六六六」が検出された。生産元の環境安全問題はすでに食品安全輸出に影響し、最も大きな障害となっている。

2006年11月にニュースメディアで報じられ、問題が明るみに出た“多宝魚”の薬物残留基準超過については、一部の養殖業者が違反行為を行ったことが食品安全情報伝達の不備や一部メディアの悪意のある報道により、“多宝魚”の養殖主要産地である山東省では水産養殖業に大きな打撃与え、信用失墜につながった。このように、食品安全の問題は、ひとたび問題が顕在化すると大きな風評被害につながる。

“多宝魚”の養殖業の経済損失は数億元に達するとみられている。

2) 生産、流通などのプロセスにおける安全性の問題

生産段階から見ると、食品加工産業は資金量や技術レベルが高くないため、業界全体の中においても中型規模の企業が多い。そのうち手工業的な小企業がかなりの数に上るとされているが、これらの企業の衛生管理状態は問題が多い。例を挙げると以下のとおりである。

- ①小型食品加工企業と小作坊の間で衛生管理に関する取り決めがなされていない。
- ②企業の管理も十分に行き届いていないケースがある。
- ③食品加工プロセスにおいて、材料を削減し、手抜き作業を行うため品質レベルが低い。
- ④食品の衛生レベルが国家の衛生基準に達していない。
- ⑤食品添加物の使用が基準量を大幅に超えている。
- ⑥食品加工場は狭く、生産設備も古いため、総じて生産環境が劣悪である。
- ⑦従業員の衛生に対する意識が低く、また入退社が激しいため、健康検査合格後の就任規則が守れていない。
- ⑧流通段階でも、包装、保管方法、運送など設備の古さと管理不行届により、多くの合格品でも出荷後の流通段階で不合格品なり、ひどく腐敗して変質する食品もある。

3) 食品安全検査体制の未整備

山東省では既に数百に上る食品検査実験室を設置されているにも関わらず、これらの食品検査機構がそれぞれの部門や業界に属しており、また先進的な検査設備が主に省級食品検査機構と輸出入できる食品企業に集中していたため、検査機構の重複設置、資源浪費および検査力量の不足、一部の商品が検査できない状況が生じるという問題が存在している。食品安全の検査手段と方法もまだ初級レベルに留まっており、食品経済の迅速な発展と食品安全監督管理の需要にはまだ遥かに適応できない状況にある。現在、山東省において食品安全検査基準もまだ完備されていない状況において、品質検査、衛生、農業など政府各部門が独自に制定した関連規定で検査を行っている。検査の結果も比較的に独立していて、各部門の中において認可しているが、部門間での情報の共有化や相互の認可について確認が欠けている状況にある。このため検査の重複や検査設備の非効率につながりやすい。また、食品品

質問題の検査結果に対しても、部門間の相違が比較的大きいため、トータルとしての検査体制が整っていない。

4) 食品品質基準の未整備

現行の食品に関する基準体系は基礎基準、商品基準と方法基準の間での調和が図られておらず、整合性がとれていないという問題がある。基準の作成、変更に必要な時間が長く、国家基準と業界基準との間でも整合性がとれていない場合もある。また検査方法や判断基準も一致しないことが多々ある。ある製品について幾つかの検査基準と方法があり、またある製品についてはまだ適用できる基準が作成されていないため、一部の食品生産加工業者が独自の方法により、悪質、且つ偽物の食品を生産している状況がみられる。このような場合、監督管理部門は基礎となる基準がないため、合法的かつ有効な監督管理を行うことができない。多くの食品安全基準はリスク評価を基にしていないことから、基準の科学的検証についてレベルアップが必要であると考えられる。

国際連合食料農業機関（FAO）と世界保健機関（WHO）はすでに 200 種余りの農薬に対して、3,000 項目強の最大残留制限値（MRL）の基準を発表しており、先進国においては農薬残留制限基準と検査方法基準が整備されている。欧州連合はすでに 17,000 項目以上の農産物の MRL 値基準を制定し、米国は合計 9,000 項目強の MRL 値基準を制定した。現在、山東省は食品衛生基準が合計 474 あるが、国際基準とは大きな差があり、多くの基準については国際基準を考慮していない。

5) 新製品、新技術、飲食習慣の変化に対する適応不足

近年、新製品、新技術、飲食習慣の変化および新しい生産販売方法の開発などが食品安全に潜在的な脅威をもたらしている。新しい食品（主にインスタント食品と健康食品）の種類が大幅に増加してきているが、多くの新型食品はリスク評価を通していなくても、既に市場で大量販売している。インスタント食品と健康食品業界の発展は中国の国民経済に新しい成長をもたらしたが、一方で食品のリスクも増加した。遺伝子技術の応用は食品業界の発展にとって非常に良いチャンスをもたらしたが、遺伝子食品の安全性にはまだ不確定な要素が残っている。現代における生活リズムの加速に伴って、飲食構造が新しい変化をもたらし、外食機会が増えたことにより

生モノや冷製食品、動物性食品、揚げ物や焼き物の消費も増えているが、それら食品については必ずしも安全性の確保が伴っておらず、常に潜在的な不安定要素を含んでいる。

6) 食品安全関連法規の未整備

食品安全に関する法規が体系的に整備されていないので、監督管理体制は更なる整理が必要であると考えられる。食品監督管理に関連する法律、規則には、例えば《製品品質法》、《食品衛生法》、《農業法》など、食品品質に対する大枠の規定があるのみであり、法律監督管理には不備が多いといえる。また、《食品衛生法》で確定している法律施行の職責が多部門にまたがっており、監督管理が実際の状況には適応していない。食品関連の法律、法則の罰則は比較的軽く、実効性も乏しい。監督管理体制面において、食品安全管理の権限は工商、農業、品質監督、衛生、商業、薬品監督、都市管理、出入境検査検疫など多部門に分散しているため、職責を明確にできずに矛盾が生じている。管理の重複と不備が多く、食品産業に対する総合的な監督管理が難しく、監督管理の“空白”と“死角”もたらし易い。

5. 山東省内の対日農産品輸出企業の政策対応状況

日本向けに農産品を輸出する山東省の企業は、省政府の食品・農産品安全強化の一連の政策に対応し、各種の取り組みを行った結果、概ね事業収益の向上がみられるようだ。山東省内の地場企業 6 社にインタビューを実施したところ、4 社は 2007 年の輸出高が 2006 年より 30%程度増加し、1 社はやや増加 (4%)、残る 1 社は輸出高が減少したという結果であった。また 6 社に対するヒアリングから以下の特徴が見られた。

(1) 源泉管理による輸出製品の品質と安全性向上

莒県昌泰食品有限公司や煙台市大成食品有限公司を例にすると、両社は農民所有の分散した土地を合併させ、企業が生産基地を牽引し、基地が農家を牽引するという「企業＋農場」モデルを形成し、企業が一括して農民に種子を供給し、農地管理や農薬使用、化学肥料施肥、収穫までを一括して行う管理モデルを採用している。そして、野菜生産技術スタ

ップを基地に常駐し監督指導させ、残留農薬や植物保護の専門家を配置して低残留農薬の望ましい使用方法や病虫害対策を研究させる。協力農家は企業からの注文書により生産し、生産された野菜は企業により加工、輸出されている。最新の国際食品加工基準に基づき、両者は共同で運営しており、農民と企業が真の意味で利益共同体となっている。こうした方法を採用することで、基地が生産する野菜は安全面で保証され、第二に企業の加工数量も確保されることになり、企業製品の順調な輸出と相当の経済効果・利益がもたらされる。

萊陽恒潤食品有限公司は仕入先の指定と専門指導スタッフ配置を行っており、仕入スタッフの仕入れた原料が一回不合格になると即免職となり、供給機関が一回不合格となると即供給資格を剥奪されるという徹底ぶりである。

(2) 食品加工過程における安全管理システムの厳格な実行

例えば山東佳美集团有限公司は、食品加工過程において HACCP 基準と ISO9000 管理システムを厳格に実行しており、莒県昌泰食品有限公司はさらに生産過程での「伝達カード制度」を導入して責任を明確化している。山東榮信集団は職員の品質意識教育を重視しており、「品質こそが企業の命である」とするスローガンを打ち出し、品質広報活動を定期的実施して生産現場の監督コントロールを強化し、生産過程での食品安全性を確実にしている。

(3) 輸出入検査検疫局 (CIQ) の管理・指導による企業内部の品質検査システム強化

山東佳美集团有限公司は、県（中国では市の下の行政単位）の CIQ の現場指導を不定期に要請し、進んでその監督管理を受け入れている。莒県昌泰食品有限公司は県 CIQ の指導と協力のもとに野菜基地を拡大している。萊陽新冷大食品有限公司は企業内部の品質検査システムを構築している。山東榮信集団は職員の生産現場入口からの各生産プロセス全てにおいて SSOP 衛生管理システムを厳格に履行し作業するよう要求しており、企業は ISO9000 品質管理システムと ISO14001 環境管理システム、および OHSAS18001 労働健康安全システムという「3 基準一体化」のシステム認証を実施している。

Ⅲ. 山東省の輸出企業へのインタビュー調査の概況

（ 概要、原材料に対する安全対策、加工過程での食品安全管理
CIQ の指導と会社内部の品質検査システム ）

1. 山東美佳集团有限公司（日照市）

農業産業化重点リーダー企業（山東省で初の指定）であり、国家基準管理化委員会公布の全国輸出野菜・水産品基準化モデル生産地を有する。また、国家農業部によって「農産品加工企業技術革新機構」、「農業産業化国家重点リーダー企業」に認定されている。

（1）概要

- 1) 主要製品：（水産品）生食、塩漬け、蒸し煮、焼き物、乾燥、燻製、調理食品等約
400 種
（野菜）冷凍、調理野菜等約 30 種
- 2) 資産総額：4.8 億元
- 3) 主要輸出先：日本、韓国、米国、EU
- 4) 2006 年～2007 年の輸出増減：2006 年の輸出量は 13,778 トン
2007 年の輸出量は 18,041 トン（前年比 30.9%増）
- 5) 取得認証：HACCP 認証、EU・EC 登記、イギリス BRC 認証、ISO9001 認証

（2）原材料に対する安全対策

製品の原材料は全て天然の海産物であり、工場入荷前にリスク評価を実施し、入荷後は原料の安全検査により、化学的、物理的、生物的危険性を排除する。原料から製品までは全てロット別追跡管理を採用し、製品のロット番号により原料の出所まで調査が可能である。同社は『出国水生生物検査検疫監督管理弁法』を厳守し、関連部門による品質確保のための定期的な評価検査を受けている。品質管理システムを良性循環の流れに乗せており、「安全、安心、心地よい」品質ニーズを満足させている。

(3) 加工過程での食品安全管理

製品は加工の過程で同社が定めた食品安全管理システムと HACCP システム、ISO9001 管理システムを厳格に遵守している。各プログラムや文書、記録により管理を強化し、生産ラインでは品質管理専門スタッフが製品安全性コントロールを行っているため、食品生産面での安全衛生を保証している。同社製品は長年にわたって重大な品質安全事故を起こしておらず、海外での通報や賠償請求事件も発生していない。

(4) CIQ の指導と会社内部の品質検査システム

CIQ は同社の発展を非常に重視しており、定期的に同社への指導や視察を行っている。同社は生産経営のニーズに基づき企業の競争力を向上させ、高いスタート地点からより高度な目標を設定しつつ、技術改造やプロジェクト規模拡大を行っており、同社のインフラ設備は常に海外市場のニーズや製品の高度化というニーズに密着するものとなっている。現在、同社の輸出製品の各コンテナには検査検疫表示が加えられている。同社は ISO9001、ISO22000、ISO14000、HACCP 等各管理システムを効果的に統合させ、より系統的で充分かつ効果的なシステムに作り上げている。

2. 莒県昌泰食品有限公司

(1) 概要

- 1) 固定資産：2,000 万元
- 2) 各主要製品：冷凍グリーン・アスパラガス、さやえんどう、カット西洋セロリ、にんにく粒、にんにくペースト、生姜、生姜スライス、生姜ペースト、イチゴ、なた豆、レンコン、ニンジン、ごぼう、さつまいも、山芋、カリフラワー、ブロッコリ、玉ねぎ等
- 3) 主要輸出先：日本、米国、カナダ、EU
- 4) 取得認証：JACCP 認証、BRC、IFS、ISO9000：2000、GAP、KOSHER 等
- 5) 2006 年～2007 年の輸出増減：2007 年の輸出量は前年比 30%増

(2) 原材料に対する安全対策

植物保護員が原料の収穫に際して各農地の原料を分別し、産地証明、基地番号を明記して、品質管理部に引き渡す。品質管理部は基地番号に基づき、原料を五感検査すると共に残留農薬検査も実施するため、基地番号に基づいて各農地までの追跡調査が可能になる。

(3) 加工過程での食品安全管理

工場での加工の過程では、基地からの入荷順序に沿って加工がなされ、生産追跡伝達カードには正確に原料番号が記入される。例えば、「060518A1」は「06年5月18日A1基地の原料」を指すというようにである、製品は入庫に際して周回コンテナ上に正確に標識がなされる。例えば、「1234567890 月分」は「12ヶ月」を表し（0、月、分はそれぞれ10、11、12月を表す）、「9120312月5」は「包装5班が11月21日に包装した、生産3班が10月21日に生産したA9基地のアスパラガス」を表す。

上記の番号によって源泉部は原料基地、下流部は個別の顧客まで追跡でき、関連する品質記録によって原料・補助材料と重量、シーリング、箱詰め、担当班等の具体的な作業者が追跡できる。そのため各個人の責任が明確となり、製品の品質が保障され、問題発生時にはこの番号に基づき速やかに顧客に通知するか、またはクレーム回収がなされることになる。

(4) CIQの指導と会社内部の品質検査システム

同社は2007年、CIQの支援のもと、企業登記更新を終え、全国抜き打ち検査を通過した。同局の指導の下で、2008年に入り4ヶ所の野菜基地を新たに増やしたが、源泉から製品の品質を保証することで、製品輸出のリスクを低減させた。

同社は製品加工の過程で、HACCPとSSOP、GMPの基準とその生産プロセスを厳格に遵守し、製品の品質検査と監督コントロールを強化している。製品ブランドが第三者の監督を受けることで品質を向上させている。輸出製品の合格率は100%で、海外顧客の高い評価を受けている。

3. 煙台市大成食品有限責任公司

(1) 概要

1988年4月設立。研究、開発、生産、販売、サービスおよび輸出入業務を一身に集めた大型落花生食品専門企業。

1) 資本金：500 万元

2) 主要製品：揚げ落花生、殻付焼き落花生、焼き落花生、ゴールド落花生、揚げソラマメ、白落花生、南乳落花生、コーヒー落花生、カカオ落花生、ピザ落花生、粉碎落花生等

3) 主要輸出地域：日本、韓国、カナダ、オーストラリア、ロシア、ドイツ、ブルガリア、ハンガリー、香港等

4) 2006年～2007年の輸出増減：2006年の輸出量は8,008トン

2007年の輸出量は9,805トン（前年比22.4%増）

(2) 原材料に対する安全対策

煙台CIQの要求に則り、日本の有機農産物JAS管理システムと関連させた基地建設により、「企業+基地」モデルを構築している。落花生基地においては特定管理システムを採用し有機食品部を設置している。その主な職責は有機落花生と特定栽培（無農薬・無化学肥料で、中国の緑色食品に類似）落花生の栽培と加工であり、農家の日常管理と農地管理を行うことにより、農家の播種や施肥、病虫害対策や収穫、貯蔵等のプロセスに責任を負っている。

(3) 加工過程での食品安全管理

原料と製品の自己検査能力の向上に努めている。原料は17トンを一単位として原料内のアフラトキシン、ヒドラジド (hydrazide)、アセトクロール、BHC の含有量を検査し、製品はコンテナを一単位としてアフラトキシン、ヒドラジド、アセトクロール、BHC の含有量を検査する。

(4) CIQ の指導と会社内部の品質検査システム

煙台 CIQ は常時同社を訪れ検査と指導を行い、同社の品質安全システムの整備に協力している。同社製品には全て検査検疫標識がなされている。

同社内部の品質管理システムとして生産加工過程では ISO9000 管理システムを適用し、5S を活用して生産現場内部の管理を行うとともに、HACCP 管理システムについても現在導入中である。

4. 山東栄信集団 (日照市)

(1) 概要

山東栄信集団は、水産食品の高度化加工を柱とする企業集団であり、日照日栄水産食品有限公司、日照栄興食品有限公司、日照栄隆食品開発有限公司、日照日魯信食品有限公司、舟山中興食品有限公司の5社の経営に参画し、中外合資企業や日照栄泰水産食品有限公司等4つの国内独資子会社の株式を保有している。無菌高度化加工ラインを備えており、先進レベルの水産食品加工、冷蔵、製品品質検査設備を有している。

1) 資産総額 : 5 億元

2) 主要製品 : ウナギ系列、蛸系列の製品

3) 主要輸出地域 : 日本、韓国、米国、EU

4) 2006 年～2007 年の輸出増減 : 2006 年の輸出量は 10,708.8 トン、2007 年の輸出量は 11,216.6 トン (前年比 4.4%増)

(2) 原材料に対する安全対策

製品開発から原料入荷、生産加工、出庫販売、アフターサービスまでの全過程での管理・監督システムを構築している。また、トレーサビリティの確保と責任追及システムを構築している。

(3) 加工過程での食品安全管理

品質向上広報月間の展開と情報共有体制の強化により、従業員の品質安全意識向上を図っている。生産ラインにおいては現場監督を強化し、原料、添加物サプライヤーへのコントロールを強化している。

(4) CIQ の指導と会社内部の品質検査システム

CIQ からの全過程監督管理の実施という要求に基づき、各事業を着実に実施している。根本的対策と予防および制度構築を重視するという方針のもと、業務を検疫の各領域まで拡大し、長期的に効果を発揮するシステムを構築している。各製品には検査検疫標識を貼付する。

企業内部においては国際基準に照らして全過程品質保証システムを構築し、原料の仕入検収、鮮度保持、加工、包装、冷蔵から保管、包装搬送まで全工程管理と重要技術のコントロール管理を実施している。作業者は生産現場入口からの各プロセス全てで厳格に SSOP 衛生管理システムを遵守し、会社としては ISO9000 品質管理システム、ISO4001 環境管理システムおよび OHSAS18001 職業健康安全システム「3 基準一体化」システムに基づく管理を行っている。

5. 萊陽恒潤食品有限公司

(1) 概要

1994 年 5 月設立。中国側が経営参画する外資投資企業。元高容積低温貯蔵庫 15,000 トン、恒温低温両用貯蔵庫 10,000 トン、基準低温貯蔵庫 15,000 トンを有する。

1) 資産総額 : 3.2 億元

- 2) 主要製品：冷凍野菜、冷凍果物
- 3) 主要輸出地域：日本、米国
- 4) 2006年～2007年の輸出増減：2007年は前年比で増加。
- 5) 取得認証：ISO9001 国際品質システム認証、ISO14001 国際環境管理システム認証、
HACCP 食品安全管理システム認証、米国 AIP 認証

(2) 原材料に対する安全対策

仕入先の指定と専門スタッフの指導、不定期の検査受け入れを行っている。とくに原材料加工の各工程については重点的に管理している。従業員は作業ミスを1回でも起こすと免職とし、原材料供給事業者は基準不合格のものが1度でも発覚すれば供給資格を剥奪することになっている。

(3) 加工過程の食品安全管理

作業スタッフの衛生と健康を確実に守り、通気や採光、防塵等の生産現場の環境衛生に努めている。

6. 萊陽新冷大食品有限公司

(1) 概要

1988年に設立。無菌恒温生産ラインを有している。

- 1) 資産総額 1.6 億元
- 2) 主要製品：野菜濃縮ジュース、各種畜産肉製品
- 3) 主要輸出地域：日本、韓国、EU
- 4) 2006年～2007年の輸出増減：2007年の輸出は前年比減少。
- 5) 取得認証：HACCP 食品安全保証システム認証、緑色食品認証、有機食品認証、ISO9001
国際品質システム認証、ISO14001 国際環境管理システム認証

(2) 原材料に対する安全対策

食品衛生品質関連の基準を厳格に遵守している。これまで汚染、カビ変質、五感検査異

常などによる問題は発生していない。全仕入原材料について品質面での合格証明を取得することにしている。また、仕入先指定や技術スタッフによる定期指導と検査などの手段を講じている。

(3) 加工過程での食品安全管理

工場は国の食品衛生関連基準を厳格に遵守し生産している。また、専門の衛生管理機構を設置し、研修に合格した専門・兼職衛生管理者を配置している。個人の衛生と健康に関する規定を厳格に遵守している。

(4) CIQ の指導と会社内部の品質検査システム

品質監督検査検疫局は常時同社に対して検査指導を実施しており、厳しい検査を経た製品は全て検査検疫標識（CIQ マーク）が貼付されている。

7. まとめ

中国政府は一貫して食品品質の安全性を高度に重視しており、食品品質向上のため努力を続け、食品の安全性を確保している。中央政府と山東省政府を含む各レベル地方政府は、予防を重視し、食品サプライチェーンの源泉からの対策を原則として、「全国規模で統一的に指導し、地方政府が責を負い、各部門が指導調整し、各方面が協力し合う」という食品品質安全監督管理事業の枠組みを作り出している。現在、一連の食品品質安全監督管理制度がすでに策定されている。近年、『中華人民共和国農産品品質安全法』を含む食品安全に関する 10 の法律、『国务院食品等製品安全監督管理に関する特別規定』等 20 の行政法規、『農産品産地安全管理弁法』等 30 の部門規則がすでに公布されており、山東省の各レベル政府も、食品安全関連の地方政策法規を公布している。特に 2007 年 8 月から 4 ヶ月にわたって実施された製品品質と食品特別取締行動により、製品品質と安全追跡システムおよび責任追及システムがさらに整備され、社会全体をカバーする製品品質監督管理ネットワークが構築されている。社会全体の食品安全意識は着実に向上しており、食品安全状況は改善され、食品生産の経営秩序も好転している。

輸出食品・農産品の安全面では輸出食品監督管理システムが整備されている。中国は輸出食品に対しては「企業+基地+基準化」管理モデルを採用している。輸出食品の栽培養殖基地に対しては、備案管理、疫病発生監視と残留農薬・動物薬監督コントロール制度を実

施している。食品生産加工企業に対しては、衛生登記と分類管理を実施し、そのうちハイリスクの重点輸出食品企業については検査検疫官工場駐在制度を適用している。産地と検問所においては、輸出食品に対して法定検査検疫、品質追跡と不合格製品リコール回収制度、リスク・アラート制度等を実施し、輸出食品の安全が保障されている。2007年7月20日公表の、日本厚生労働省実施の2006年日本輸入食品監督コントロール統計報告によると、中国の対日輸出食品のサンプル合格率は99.42%に達しており、全体的に見れば中国政府が実施する食品品質安全監督管理制度とその関連事業は中国の実情に合致し、食品品質の安全向上において非常に大きな役割を果たしている。また、中国は山東省を含めて、輸出食品・農産品の安全性が確保されているといえるが、管理・監督、一部の法規には不十分な点もみられ、更なる改善の余地がある。

IV. 中国産食品に『安全』、お客様に『安心』を目指す企業

日本では2007年、中国産食品の安全性をめぐる報道がなされ、消費者の中国産食品に対する不安が広まった。2008年に入り、中国製冷凍餃子に殺虫剤成分が混入していた事件を機に、連日のように中国産食品から農薬等の残留が検出されたとの報道がなされた。こうした状況を受けて、中国各地では輸出検疫が強化された。

日本の食糧自給率（カロリーベース）が40%を割り込んでおり、中国産食品への依存度は非常に高いということを考えれば、消費者がきちんと選別・判断できるよう、輸入業者、流通業者を含め社会全体として知恵を働かせる必要があるだろう。

中国では日本向け食品の安全を確保し、お客様に『安心』をお届けするというその一点に努力を重ねる企業は多い。ジェトロ青島は、そうした企業の取り組みに目を向けるべく、山東省内の中国食品メーカーや食品検査会社などを取材した。

1. 龍大食品集団有限公司（萊陽市）

（1）概要

- 1) 設立年：1972年
- 2) 総資産：25億元
- 3) 事業内容：冷凍野菜、調理食品等食品加工生産・販売・輸出
- 4) 従業員数：2万3,000名
- 5) 農地面積：5万ムー（約3,333ヘクタール、農場は約100カ所）
- 6) 取得認証：ISO9001、HACCP、米国FDA登録、米国AIB認証

龍大食品集団有限公司は、国家重点企業および山東省重点企業に指定されている一大グループ企業である。主力商品としては、ほうれん草、小松菜など約40種類の冷凍野菜、ハム・ソーセージなどの食肉製品および各種レトルト食品である。とくにほうれん草と春雨の対日輸出量は龍大グループが中国で最も多い。

(2) 対日輸出の動向

日本では2006年5月に農薬等の残留規制が強化（ポジティブリスト制度の導入）されているが、基準値をクリアしており、対日輸出量にマイナスの影響は出ていない。グループ全体として食品の対日輸出規模は2006年が1億5,200万ドル、2007年は1億6,700万ドルと緩やかに増加している。調理食品の輸出は好調である。

2007年は段ボール入り肉まんや悪徳業者リストの公表などの報道により、中国の食品安全に対する不安が煽られたが、風評被害などの影響はない。龍大食品グループでは対日輸出量が一定の規模に達しており、日本市場に受け入れられているとの自負がある。

なお、2008年1月に日本で発生した冷凍餃子の問題に関しては、特段の混乱はきたしていないものの、日本の輸入者側から納期の延期要請が商品全般についてあり、推移も見守りたいとしている。

(3) 残留農薬検査体制

龍大食品グループは、農場から食品加工まで一貫管理を行っており、契約農場にもスタッフを配置して栽培を管理している。使用する農薬を選定する際には十分な検査を行っている。しかし、全体で2000ムーを有する農場では、5m以上の隔離帯を確保していても、隣地で異なる品目を栽培している場合には、農薬種類、散布時期が異なり、ドリフト（農薬の飛散）問題は避けて通れない。この問題をクリアするため、同グループでは「龍大検査センター」を2002年に設立した。2,000万元を投じて米国、フランス、日本などから最新の検査設備を導入し、残留農薬の検査にあっている。同検査センターの検査可能項目は他にも微生物、理化学、抗生物質、食品添加物など多岐にわたり、グループ内で生産する加工食品の検査を担っている。一部高度な検査を必要とする場合は、①日本にサンプルを提供する、②世界的に評価が高いとされる英国系の独立検査機関 Sino Analytica（青島）に提出するなどの方法により検査を徹底している。こうしたプロセスによりドリフトにより農薬が残留しているケースもそのまま出荷されることはない。

(4) 検査当局による立ち入り検査

中国国家質量検閲検疫総局は2006年10月、国内13社の食品輸出企業に対し、初めて輸出検疫の免除（有効期間は2年間）を認可した。このうち山東省の企業が7社あり、龍大食品集団有限公司もその1社として冷凍野菜の輸出検疫免除の資格を得た。この資格を得

るにあたっては同局に対して申請を行い、まず生産・管理基地（一貫システム）を有していることが条件とされ、その上で①農場における土地、灌漑水の品質検査、②加工段階における検査などが行われた。同社ではそれぞれの検査の結果問題がないことが確認され、輸出検査の免除となった。ただし、この措置は企業に特定品目について一定の信用を与えるのみであり、実際には煙台入出境検査検疫局（CIQ）が生産・管理基地全体を監督しているため、検査免除のメリットは薄い。むしろ信用ベースでCIQに監督されているため、絶対に問題は起こせないという重圧がある。

同社にはこれ以前に立ち入り検査を受けたことがある。日本で2002年に中国産の輸入ほうれん草に残留農薬が検出されたことをきっかけとして、翌2003年に日本から厚生労働省の担当官が3回にわたり同社を訪れた。また2004年1月に鳥インフルエンザの影響で鶏肉の対日輸出が禁止された際には、龍大食品グループは加熱処理した食肉を扱っていたため、煙台CIQに申請し安全確認を得た上

2006年 鶏肉及び冷凍ほうれん草の輸出検査免除企業

で日本の農林水産省から原材料や加熱殺菌設備などについて同省担当官の立ち入り検査を受け、日本向けに輸出する家禽肉熱加工企業として同省に登録された²。

こうした経験により、龍大食品グループは食品の安全確保に努め、中国の検査当局、日本市場から一定の信頼を獲得している。その信頼を裏切らないという信念と最高品質の追求が今日の一大グループ企業を支えているといえる。

鶏 肉	北京華都肉鶏公司
	北京大発正大有限公司
	大成宮産食品(大連)有限公司
	吉林德大有限公司
	黒竜江正大実業有限公司
	諸城外貿有限責任公司
	イ坊美城食品有限公司
	山東新昌集团有限公司
	山東鳳祥(集团)有限責任公司
河南永達食業集团	
冷凍 ほう れん 草	安丘市外貿食品有限責任公司
	龍大食品集团有限公司
	青島福生食品有限公司

注: 下線は山東省内の企業

出所: 中国中央人民政府ホームページ

² 農林水産省から対日輸出家禽肉熱加工企業として登録されている山東省企業は現在19社。

2. 煙台北海食品有限公司（萊陽市）

（1）概要

- 1) 設立年：1987 年
- 2) 資本金：600 万米ドル
- 3) 事業内容：野菜を中心とする冷凍食品の製造・輸出
- 4) 従業員数：550 名
- 5) 農地面積：1,500 ムー（約 100 ヘクタール、農場は 18 ヲ所）
- 6) 取得認証：ISO9001、HACCP

（2）農地選定・栽培管理

煙台北海食品は、製品の安全確保のため、栽培管理に重点を置いた農地管理を行っている。まず、農地の選定に当たっては①一つあたりの農場耕地面積が 50 ムー以上（地上作物に対して）、②隣接農地との間の隔離帯が 5m 以上を条件とし、灌漑用水および土地に残留する農薬、重金属の検査を実施した上で選定した。農地を選定して以降農薬については年 1 回、重金属については 3 年に 1 回検査を実施している。選定した一定規模の農地は、個々の農家ではなく村民委員会との間で借用契約を締結している。ここで地元有力者との良好な関係を築くことも農地管理上重要である。

(作物栽培状況の記録フォーマット)

農場栽培日報

年 月 日

農場名称:		農場主/管理人:		農場代碼:	
天候状況: 晴 陰 雨 霧 霰 雪 其他()		上午气温: 時 分 °C	風力/風向:		
		下午气温: 時 分 °C	風力/風向:		
		當日最高気温: °C	當日最低気温: °C		
田間作業概況:					
作物生長状況					
作物 (品種)	栽培 分區代碼	面積 (畝)	栽培 方式	播種日、出苗日、育苗天數、移栽日、栽培天數、出苗率(%)、生存率(%)、葉片(節)數、子/真葉、高(長)度、蕾、莖直徑/cm、開花日、結莢日、採取日、等	
虫(害虫、益虫): 有 无 虫名称: 發生物名:					
發生狀況: 檢查()処 每処()m ² 或株 平均每処虫卵()个 虫体()只					
對應措施:					
病害: 有 无 病害名称: 發生物名:					
發生狀況: 檢查()処 每処()m ² 或株 平均每処有()株發生病害, 病斑形狀:					
對應措施:					
其他異常情況:					
對應措施:					
周邊田情況					
		東	南	西	北
作物名稱					
隔離情況					
病蟲害發生/打藥等情況					
巡視員意見:			公司原料負責人意見:		
月 日/巡視員簽字:			月 日/公司負責人簽字:		
記錄人:					

注: 肥料、打藥以及主要作業(耕地、播種、移栽、澆水、採收等), 必須當天記錄肥培管理表。

煙台北海食品が選定・契約した農地では、作物ごとに種まきから収穫まで綿密な管理が行われている。まず栽培計画において見込み収穫量、収穫予想時期を設定する。これに基づき、会社の農地管理スタッフ（フィールドマン）が栽培状況を定期的にチェックし、巡回記録表に記入することで、収穫の遅れなどを詳細に把握できるようにしている。栽培における技術的要求についてはすべて文書化し、農場主および農場管理者に提供・指導している。農地管理スタッフ自身も外部研修会への参加を通じて技能向上に努めると同時に農薬散布時、収穫時には現場で必ず立ち会うなど、業務をマニュアル化している。野菜の栽

培は農薬を効果的に使用し、かつ収穫時期にその農薬が残留しないよう管理する必要があるが、同社の管理スタッフは上述の取り組みを通じて徹底した栽培管理を行っている。

(3) 農薬管理

農薬については、日本の適正使用ガイドに準じた使用方法を採用している。使用する農薬は8割が輸入品、2割が国産品である。農薬の品質検査は中国上海検測中心において輸入品については年1回、国産品は年3回行っている。農薬を使用するに当たっては、詳細な農薬使用計画表を作成している。これに基づき当該農地主が農薬を申請して使用するシステムになっており、同社では農薬使用状況を記帳・管理している。毎回小分けにした少量の農薬を使い切る方法により余分な農薬の誤使用や飛散などを防止している。

冷凍野菜を中心とする製品の残留農薬については、2000年からトレースバックシステムと平行して残留農薬検査体制を構築し、自社の農薬分析センターにおいて日本と同様の工程に従い検査を行っている。現状98項目の農薬分析が可能となっているが今季新規購入したLCMSMS機器の導入により今年度中には200項目近くまで農薬分析ができる見込みである。同社の製品の大部分を日本向けに輸出しているが、自社が使用した農薬について日本のポジティブリストにおける残留農薬基準の1/2以下の値を出荷基準としている。自社が使用していない農薬が残留していた場合、その原因を究明したうえ、日本のポジティブリストにおける残留農薬基準の1/10以下の値を出荷基準としている(作物により出荷基準を異なる場合もある)。

(4) 衛生管理

残留農薬管理とともに問われるのが製品加工段階における衛生管理である。同社では加工作業を行う従業員が衛生エリアへの入退室は班長が確認・記録し、ポケットのない制服を着用した上で私物の持込を一切禁止している。衛生エリア内では手袋着用を義務付けているが、各人が午前、午後と2組の手袋を使用し、使用済み手袋は一括管理し消毒処理している。また手袋は目立つように赤色のものを着用し、にんじんなどを扱う場合は手元の色が判別しやすいよう緑色のものを着用するようにしている。薬品等に関しては、基本的に工場内では殺虫剤等は一切使用しておらず、使用する薬品は調合、未使用の薬品の保管、使用した残りの薬品の保管と3つの専用室があり、厳重に管理している。工場内外には監視カメラを計24台設置し、記録映像はCD-ROMにコピーして2年間保管している。

同社は、安全な原料と衛生的な加工環境が製品の安全性確保の条件であるとの考えから、原料生産から製品加工まで一貫管理体制を構築し、日本側取引先の信頼を得ている。

3. 青島中検誠誉食品検測有限公司

(1) 概要

2000年～2002年にかけて、中国から日本に輸入される農産物（野菜）が安全基準を満たさず、日中間の大きな問題となった。2002年には中国産ほうれん草から残留基準値を大幅に上回るクロルピリホス（殺虫剤）が検出され、日本は中国産ほうれん草を一時輸入禁止とした。

このような事態を受け、日本向け食品の残留農薬の検査を行うことを主な目的として2003年に青島食品安全研究所（事業会社名：青島中検誠誉食品検測有限公司）が設立された。日本企業18社の出資で立ち上げ（現在は22社が参画）、2004年には日本にアジア食品安全研究センター（東京・中央区、馬場祥博社長）を設立して同社からの全額出資の形態をとっている。参画企業はいずれも食品メーカーそのものではなく、流通、商社、検査機械メーカー、外食産業などとなっており、独立性・中立性を確保した第三者検査機関として検査事業を行っている。2005年12月には日系企業の検査機関として唯一、中国国家質量監督検験検疫総局より「進出口（輸出入）商品検験鑑定機関」の認可を受けた。このとき、山東CIQ（山東出入境検験検疫局）および山東CCIC（中国検験認証集団山東有限公司）からそれぞれ10%の出資を受け、政府機関との合弁による検査機関となった。

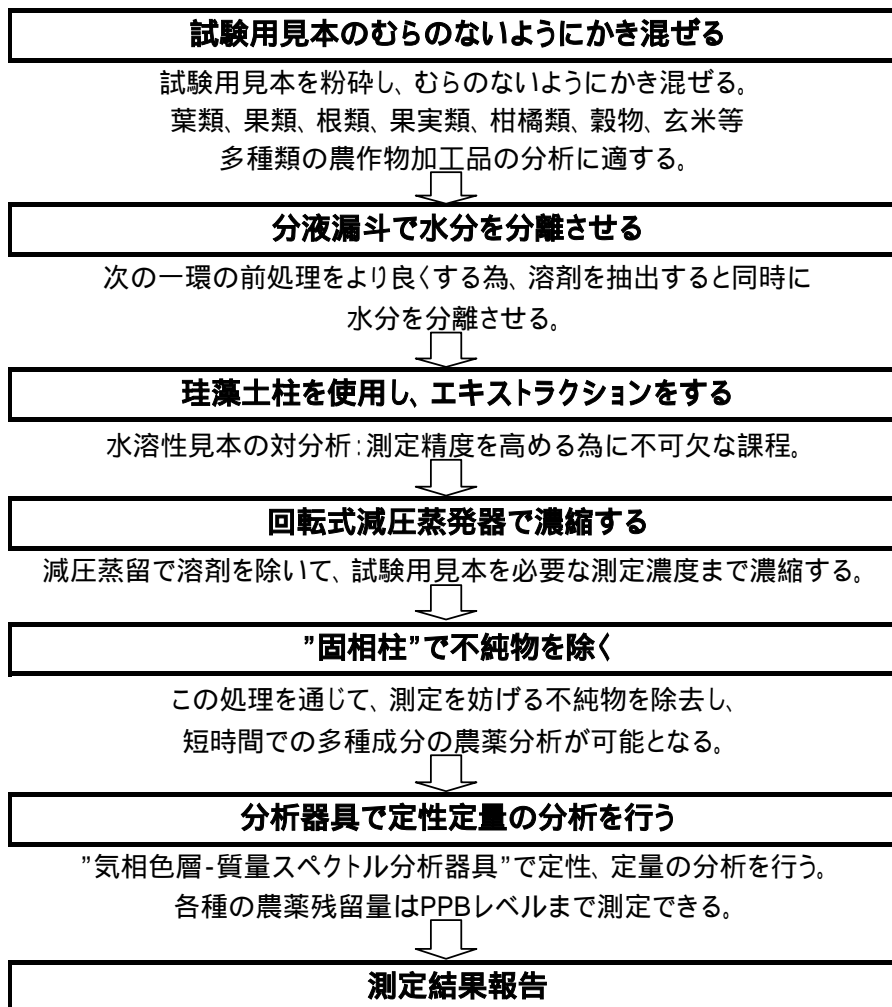
(2) 検査項目

同社で行っている検査項目は、①残留農薬検査、②残留重金属検査、③遺伝子組み換え食品分析、④アレルギー食品分析、⑤微生物検査、⑥残留薬品（動物用）検査である。特徴として挙げられるのは、日本のポジティブリストに関わる農薬の一斉分析である。約500項目にわたる残留農薬を一斉に分析し、1週間～10日で結果報告が得られるというもの。この技術は、日本でトップレベルの検査技術を有する(財)雑賀技術研究所の技術提供を受けている。また、遺伝子組み換えとアレルギー解析については(株)ファスマック技術供与し、微生物や0157などの細菌類検査については京都大学東南アジア研究所から専門家を招聘

している。さらに、分析機器は島津製作所から最先端設備を導入しており、日本で求められる基準値・検査方法に基づく検査を実施できる体制が整備されている。

青島食品安全研究所には山東省のみならず中国全土から検体が集まり、その検査を行っているが、とりわけ大量に検査を実施している農薬に関しては、日本の厳しい検査基準値をオーバーしている結果比率は 0.1%程度に過ぎない。この数字は、中国の地場企業、日系企業とも日本に輸出する食品の安全管理を非常に厳しく行っている証左であるといえる。

残留農薬多種成分一斉分析の流れ図



- ・ 試験結果の精度は日本国家標準方法の要求に相当又は超過している。
- ・ 食品に対しての金属、ニトロキシル基態の窒素、ニトロソ基態の窒素の分析及び環境中の農薬並びに重金属の分析も可能。

出所：青島中検誠誉食品検測有限公司提供資料からジェットロ青島が翻訳・作成。

中国から輸出される食品は、政府機関である CIQ が検査・確認を行った上で最終的に輸出が許可されることになっているが、同研究所は CIQ との間で高度な技術的を要する検査について情報交流を行っており、官民あげて日本の厳しい基準をクリアできるよう、対応していることがうかがえる。

4. 錦筑（煙台）食品研究開発有限公司

（1）概要

錦筑（煙台）食品研究開発有限公司は、(株)日清製粉グループ本社と(株)ニチレイが 50%ずつ出資して設立した研究所。ニチレイが残留農薬検査を行う目的で 2002 年に設立した中国分室が前身である。

（2）研究開発体制

近年、中国からの食品輸入が増加し、安全・安心な原材料供給が益々求められていることに鑑み、(株)日清製粉グループ本社と(株)ニチレイがそれぞれのノウハウを持ち寄って 2005 年 11 月に営業許可を取得し、2006 年 9 月に開業した。ただし、外資 100%出資による検査・分析機関の設立は認められていなかったため、両社からの研究開発を請け負う機関として立ち上げた。19 名の社員のうち日本からの駐在する 4 名の技術者が、11 名の中国人研究員・研究補助員の指導にあたり現在の研究体制を構築した。

同社は、現在のところ第三者機関ではないため、上記 2 社（グループ）およびその生産委託先が生産し取り扱っている自社商品の研究や安全性評価に特化している。主な研究対象は冷凍野菜、加工用野菜（原材料）の残留農薬（274 種類）、食品加工用の生の鶏肉や飼料等の動物用薬品（47 種類）および牛乳、卵などのアレルギーなどである。化学実験室と微生物実験室を備え、測定には GC/MS、LC/MS/MS などの先進機器を導入し、高精度・高感度の測定を効率よく実施することができる。

（3）特徴

同社のユニークな点は、単に親会社から委託のあった検査を実施するのではなく、生産

工場、委託先ごとの検査能力を勘案した上で補足的な検査を実施していることである。また、原料の栽培環境や農薬のドリフト被害（他の農地からの飛散）の可能性についてもリスク評価している。つまり、残留農薬の基準値を超えているかどうかという合否判定を目的としているのではなく、その栽培管理の適正評価を行うための検査を行っている。同社の管理リスク評価を受けた生産者側は、問題点があれば根本から改善を図ることができる。実際に同社が検査した範囲ではCIQの検査でクリアできないケースは発生していない。

さらに、日清製粉グループ本社のQEセンター（埼玉）、ニチレイの食品安全センター（千葉）では中国からの輸入した後の検査を実施しており、2社グループによる生産から流通までの一貫した管理体制により食品の安全性を確保しているとともに、同社は両センターとの間で分析技術などに関する情報を共有することでバックアップを受けられるシステムとなっている。

今後は2社グループの商品以外の検査についても請け負うことも視野に入れているが、同社の取り組みはいわば生産管理のコンサルティングであり、キメの細かいサービスを提供しているため、拡大していくと考えられる需要に対応できるかが課題となる。

5. 諸城外貿有限責任公司

（1）概要

- 1) 設立年：1975年
- 2) 事業内容：鶏肉、とうもろこし等の加工生産・販売・輸出
- 3) 従業員数：2万3,000名
- 4) 取得認証：ISO9001、CQC

諸城外貿有限責任公司是、全国農業産業化経営重点企業151社のうちの1社である。主力商品は鶏肉加工品であり、対日輸出量は中国で最も多い。

（2）対日輸出の動向

同社の鶏肉加工品は約3分の2が輸出されており、そのうち日本、EU向けがそれぞれ4割、残りの2割をASEAN向けとなっている。2006年5月に日本で導入されたポジティブリ

スト制度されたことによる対日輸出量の減少は無かったが、残留農薬等の検査項目が増やさざるを得ず、輸出までのリードタイムが伸びたという面で多少の影響はあったといえる。2007年の対日輸出は前年比でほぼ横ばいであった。これは飼料の原材料価格高騰による価格引き上げが影響している。加えて昨今の人民元高により利益率は下がっており、今後は中国国内販売の拡大を目指していくという。

(3) 食の源泉からの一貫管理を徹底

鶏肉加工品を主力とする同社は、自社で養鶏して血統管理を行い、疫病予防などのために使用する獣薬は専門の獣医が管理している。飼料は原材料となるとうもろこし、大豆などを市場から購入しているが、これらはグループ子会社に31名の専門スタッフを配置し、ロットごとに残留農薬等の検査を行っている。

加工プロセスでは調味料を使用するが、その仕入先を選定する際に国家基準に基づく検査報告書を提出させ、確認を行っており、仕入れた後にはロットごとの検査を独自に実施している。熱加工ラインはISO9001の認証を取得しており、70℃以上で1分間の熱処理が義務付けられているが、そうした要求を満たしている。また、鶏肉加工品の出荷前には、自社の実験室において微生物検査を行っている。

衛生管理面では、生産ラインに従業員が入室する際に私物持ち込みを一切禁止し、検査員が服装、爪、髪等の衛生チェックを行っている。従業員は班ごとに受け持ちエリアを明確にし、各従業員が担当以外のエリアに立ち入ることを禁止している。生産ライン上で何か問題が発生すれば、すぐにトレースできるシステムになっている。

このように同社は食の源泉からのコントロールが可能な体制を構築することにより、トレーサビリティを確保している。

(4) 検査当局の監督による安全性の維持

同社を管轄する濰坊輸出入検疫検疫局（以下、濰坊 CIQ）は、養鶏場の衛生状態、飼料の安全性、鶏の成育状態をチェックしている。通常鶏の成育には45日を要するが、この間に1～2回の立ち入りを実施している。また、出荷前3～5日の時点で疫病の検査も行っている。

同社は2004年3月、鳥インフルエンザ発生で日本向けの鶏肉の対日輸出が一時停止を余儀なくされた際に日本の農林水産省による立ち入り検査を受けた。原材料や加熱殺菌設備

などに問題が無いことの確認がなされたため、日本向けに輸出する家禽肉熟加工企業として同省に登録された。これを基に、同社は2006年10月に国家質量監督検験検疫総局より鶏肉加工品の輸出検査免除資格を得た。この資格は申請段階で濰坊 CIQ、山東 CIQ それぞれの検査をクリアしており、日本、中国双方の検査当局からお墨付きを得たことになる。輸出検査の免除期間は2年、四半期に一度の立ち入り検査を受けることとされているが、実際に濰坊 CIQ より上述のとおり監督を受けており、同社は品質管理に大きな自信を持っている。

6. 山東省の出入境検験検疫局の取り組み

山東省出入境検験検疫局は中国国家質量検験検疫総局の傘下組織であり、省内に21支部を有している。そのうち、対日食品輸出企業が多い地域を管轄する煙台、青島の支部における輸出検査・検疫の取り組みは以下のとおり。

(1) 青島出入境検験検疫局

1) 検査・検疫実施の概要

青島出入境検験検疫局（以下、青島 CIQ）は、黄島経済開発区および胶南市を除く市内全域を管轄している。管轄地域における動物・植物・食品の輸出入検査・検疫業務を担当し現在の人員は約340名である。2007年の輸出食品に対する検査・認可件数は約3万5,000件であり、主な品目としては野菜、落花生、水産品、果物、肉類といった山東省の特産物である。管轄地からの主な輸出先は韓国、日本、米国、EU、ASEAN 諸国となっている。

輸出検査・検疫の方法としては、輸出検査システムを有しており、品目ごとに国の定めた基準に則り独自に検査を実施している。ただし、CIQ の担っている役割として輸出段階だけでなく、原料生産段階、加工段階それぞれにおいて監督しており、トレーサビリティが確立されていることを前提としたすべての工程をカバーしている。したがって、食品の輸出許可証を発行するには、①生産基地（農場）を有していること、②加工工場では安全・衛生コントロールがなされていること、③残留農薬等の検査実験室を有しているか又は外部検査機関に委託できることなどを条件と

して課している。

2) ポジティブリスト制度導入後の状況

日本向け食品輸出については検査項目が増え、かつ新たに厳しい基準が設定されたため、当局としてはこれに則って検査しており、その基準を満たさない場合には当然輸出許可を与えない。中小企業の輸出商品の中には基準を満たしていないものが含まれている場合もあるが、その際には一定の期限を定めて改善指導を行い、それでも対応できない場合は輸出許可の取り消しといった厳しい措置をとっている。

ポジティブリスト制度による対日輸出の影響を統計データでみると、品目によっては減少しているものもあるが、気候条件等によって収穫が十分でないものもある。例えば、ほうれん草の輸出については、過去の経験を生かして日本向け輸出に十分な指導を行ってきたため、輸出は増えている。

3) 山東省における食品安全活動

山東 CIQ は 2007 年、傘下の技術センターに 1 億元を投じて検査設備を導入した。同センターは 2006 年まで青島 CIQ の傘下にあったが検査需要は 2 年前から倍増している。

CIQ は食品輸出を許可するに際して、生産基地、加工工場などすべての段階で条件を満たす必要があり、各段階において何か問題が発見されれば生産活動の暫時停止処分または輸出許可取消処分となる。2007 年末に国務院主導のもと、山東省政府は全省規模で輸出農産品品質安全対策取締行動を実施した結果、輸出資格取消処分を受けた企業は山東省全体で 146 社、うち 40 社が青島 CIQ 管轄の企業であった。ただし、食品の安全確保のために厳しい基準を満たせない企業が淘汰される一方、新規に輸出許可を取得している企業もあり、食品輸出関連企業が減少の一途を辿っているという状況ではない。

(2) 煙台出入境検疫局

1) 検査・検疫実施の概要

煙台出入境検疫局（以下、煙台 CIQ）は、煙台市（市区部 4 区、衛生市 7 市・1 県）の萊州市および龍口市を除く全域を管轄している。動物、植物検疫、食品監督、技術センターなど 20 部門を有し、管轄地域内には開発区や空港を含め 7 ヲ所の拠点がある。業務にあたる担当官は約 340 名で、ここ数年は技術センターを中心に業務量が増しているため、毎年 10 名程度の職員を補充している。煙台市の食品加工は市の四大産業のひとつであり、市内各地に食品工業団地が点在し、小麦、とうもろこし、落花生、じゃがいも、きのこなど農産物の耕地面積は 45 万ヘクタールを有する。2007 年の対日輸出食品に対する検査・認可件数は約 3 万件であった。

2) ポジティブリスト制度後の対応

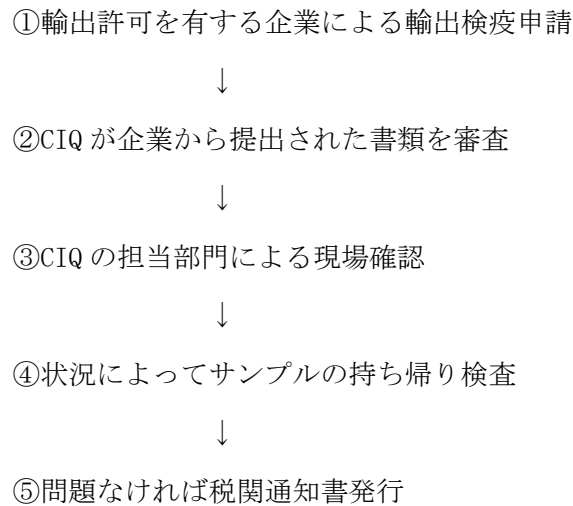
CIQ の検査、管理・監督は輸出相手国の基準をクリアするというのが基本であるため、2006 年に日本でポジティブリスト制度が導入された際にも相応の対応をとった。原材料生産である栽培基地に対する管理強化、加工企業に対しては安全な原料確保の指導を強化するとともに、PQC システム（Production Quality Control）の導入（簡単な検査については自社で実施できるようにすること）を要求した。

3) 輸出検疫免除資格を有する企業の監督

煙台市の一大食品企業グループである龍大食品は、冷凍ほうれん草について国家質量検疫総局より輸出検疫免除の資格を得ている。この資格を取得する際には同社からの申請を受けた煙台 CIQ が事前に安全性等に関する確認を行ったが、元々 CIQ には衛生登記制度というものがあり、企業の食品安全性に関する信用度によって 3 段階評価によって管理している。最も信用度の高い企業は 1 類に属しており、龍大食品は 1 類の中でも特に信用度が高いと評価している。ただし、一般に企業側が提出する残留農薬データが基準値をクリアしていても微生物の付着で問題が出ることも有り得るため、そういう意味で同社の冷凍ほうれん草輸出について検疫免除とはいえ、実際には監督している。

4) 検査の流れ

CIQ は輸出食品すべてについて残留農薬等の検査を行っているわけではなく、通常の輸出手続は、以下のとおりとなっている。



【参考資料】 済南市食品薬品安全調整委員会『済南市食品企業標識化管理弁法』公布
に関する通知 済食薬協委〔2007〕20号

市農業、品質監督、工商、衛生、貿易サービス、畜産、食糧各局（弁公室）：

食品企業の基準化と規範化、制度化を更に強化し、食品業界の信頼を高めるため、市食品薬品安全調整委員会第三回全体会議が討議可決し、市政府の批准を得た上で、同委員会が『済南市食品企業標識化管理弁法』をここに公布する。各機関は業務の実情に基づいて真剣に取り組み、着実に実施すること。

2007年10月30日

済南市食品企業標識化管理弁法

第一条 『済南市人民政府、食品安全事業の強化に関する意見』（済政発〔2005〕28号）の要求に基づき、信頼経営理念の普及、企業管理フロチャートの規範化、企業管理レベルの向上、企業の自律意識の強化、幅広い大衆の知る権利と参加権および監督権の保障を目的として、ここに本弁法を制定する。

第二条 標識化管理事業は「信頼、安全、安心」を主旨として、「8つの堅持」を原則としている。それは、人間主義の堅持、安全第一の堅持、法規に則った経営の堅持、品質至上主義の堅持、サービス規範化の堅持、信頼経営の堅持、職業道德の堅持、自律的経営の堅持である。

第三条 「点から面に展開し徐々に普及」の原則に基づき、我が市食品企業の現状を考慮して、まず「済南市食品安全信用システム建設モデル機関」と山東金徳利集団ファーストフード・チェーン有限公司所属のモデル店舗（モデル店舗の評定は食糧局が市衛生局と共同で協議し実施）において標識化管理を実施し、その後徐々に大中規模企業に広げ、最終的には我が市の全ての食品生産経営企業（農業基準化栽培、養殖基地、集団食堂、学校、幼稚園、工事現場食堂等を含む）において全面的に普及させる。

第四条 食品企業標識化管理事業は、市食品薬品安全調整委員会弁公室が統一したフォーマットに基づいて標識パネル（添付参照）のデザインを設計し、市の農業、品質監督、工商、衛生、貿易サービス、畜産、食糧等の各部門が分担実施する。

第五条 食品企業標識には、企業の信頼経営に関してなされた誓約内容や企業監督管理部門の監督電話番号等の内容を含むものとする。

第六条 各監督管理部門は、それぞれ標識化管理を実施する食品企業の日常的監督管理と評価を実施し、毎年年末にその検査状況を市食品薬品安全調整委員会弁公室に報告して備案する。

第七条 食品企業標識は動態管理とし、有効期間は2年とし、期間終了前に企業監督管理部門が食品企業の評価を行い、合格企業は引き続き標識化管理の対象となり、不合格企業は資格を剥奪される。有効期間内に不適格な現象が見られた場合には、その程度に応じて監督管理部門が相応の処理を与える。

第八条 食品企業標識パネルは目立つ位置に掲げなければならない。

第九条 食品企業標識化管理事業の具体的な実施細則は、農業、品質監督、工商、衛生、貿易サービス、畜産、食糧等の各部門がそれぞれ制定、実施する。

第十条 本弁法は公布の日より施行される。

平成 19 年度 食品規制実態調査

中国における農産物・食品の安全確保に関する政策と実態調査

発行 2008 年 3 月

発行所 日本貿易振興機構（ジェトロ）

輸出促進・農水産部 農水産調査課

東京都港区赤坂 1-12-32

電話 03 (3582) 5186

©JETRO（無断転載を禁じます）